

経 済 産 業 省

2 0 2 5 0 3 2 5 貿 局 第 1 号
輸 出 注 意 事 項 2 0 2 5 第 1 0 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 安 全 保 障 局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年4月9日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙1から10までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年10月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1（輸出貿易管理令の運用について）の改正規定（4-1-2（5）（リ）の改正規定に限る。） 公布の日
- 二 別紙4（包括許可取扱要領）の改正規定（VI、別表8の2、様式第12の2から様式第12の4まで及び様式第17の3の改正規定に限る。） 公布の日
- 三 別紙6（輸出管理内部規程の届出等について）の改正規定 令和7年5月9日

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
1 輸出の許可 1-1 輸出の許可 (1) 輸出許可事務の取扱い 外為法第48条第1項及び輸出令第1条第3項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。 (2) ・ (3) (略) (4) 輸出許可の適用除外 次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。 (イ) <u>輸出令第4条第1項各号又は第2項各号（第2項は、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合に限る。）の規定に該当するとき。</u> (ロ) ～ (ニ) (略) (5) ～ (7) (略) 2 輸出の承認 2-0 (略) 2-1 輸出の承認 (1) (略) (2) 輸出承認申請 (イ) (略) (ロ) 輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第二号に規定している輸出承認申請書による。	1 輸出の許可 1-1 輸出の許可 (1) 輸出許可事務の取扱い 外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。 (2) ・ (3) (略) (4) 輸出許可の適用除外 次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。 (イ) 輸出令第4条第1項各号の規定に該当するとき。 (ロ) ～ (ニ) (略) (5) ～ (7) (略) 2 輸出の承認 2-0 (略) 2-1 輸出の承認 (1) (略) (2) 輸出承認申請 (イ) (略) (ロ) 輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第二号に規定している輸出承認申請書による。

なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項又は輸出令第1条第3項の許可を必要とする場合の申請にあっては、これらを輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

(ハ)～(ホ) (略)

(3)・(4) (略)

(5) 輸出承認の適用除外

次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。

(イ) 輸出令第2条の規定に該当する場合において、輸出令第4条第3項各号の規定に該当するとき。

(ロ) 輸出令第2条第1項第一号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第4項の貨物を輸出しようとするとき。

(ハ) 輸出令第2条第1項第二号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第5項の貨物を輸出しようとするとき

(ニ)～(ヘ) (略)

(6) 総価額の取扱い

輸出令第4条第3項から第5項までに規定している「総価額」は1-1の(5)に準じて取り扱う。

(7) (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第4条第1項第二号ホに掲げる貨物を除く。）に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1)～(4) (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(チ) (略)

(リ) 同告示第一号10に規定する「その他これに類する組織」とは、軍隊組織ではない警察組織や沿岸警備隊をいう。「自衛隊と実施する訓練」及び「当該訓練」とは、自衛隊が実施する共同訓練、親善訓練、自衛隊単独の訓練、

なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請にあっては、これらを輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

(ハ)～(ホ) (略)

(3)・(4) (略)

(5) 輸出承認の適用除外

次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。

(イ) 輸出令第2条の規定に該当する場合において、輸出令第4条第2項各号の規定に該当するとき。

(ロ) 輸出令第2条第1項第一号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第3項の貨物を輸出しようとするとき。

(ハ) 輸出令第2条第1項第二号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第4項の貨物を輸出しようとするとき

(ニ)～(ヘ) (略)

(6) 総価額の取扱い

輸出令第4条第2項から第4項までに規定している「総価額」は1-1の(5)に準じて取り扱う。

(7) (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1)～(4) (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(チ) (略)

(新設)

降下訓練始めその他これらに類する行事であつて、その名称にかかわらず、外国の軍隊その他これに類する組織（以下「外国軍隊等」という。）が参加（オブザーバー参加を含む。）するものをいう。「輸出するもの」とは、外国軍隊等又は外国軍隊等が民間事業者に委託して持ち込んだ貨物を、外国軍隊等が輸出する場合又は民間事業者に委託して輸出する場合を含む。「我が国が締結した条約を履行するために許可を要するもの」とは、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」の化学物質に関する附属書の表1から表3までに掲げる物質（輸出令別表第1の1の項（13）に掲げる貨物（軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤に限る。）又は同表の3の項（1）に掲げる貨物（貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号に掲げるものに限る。））をいう。

なお、表2又は表3に掲げる物質にあつては、同条約の非締約国を仕向地とする場合に限る。

4-1-3 輸出令第4条第1項第三号の解釈

輸出令第4条第1項第三号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の適用はない） というもの。

(1)・(2) (略)

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令

4-1-3 輸出令第4条第1項第三号の解釈

輸出令第4条第1項第三号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない） というもの。

輸出令別表第3及び第3の2以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない） というもの。

(1)・(2) (略)

(新設)

の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない） というもの。

輸出令別表第3及び第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない） というもの。

（1）輸出令第4条第1項第四号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、4-1-1（4）と同じ。

（2）輸出令第4条第1項第四号ニの解釈

「通知を受けたとき」は4-1-1（4）と同じ。

4-1-5 輸出令第4条第1項第五号の解釈

輸出令第4条第1項第五号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、同号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

4-2 輸出令第1条第3項の規定は、輸出令第4条第2項各号に掲げる場合には適用されない。

4-2-1 輸出令第4条第2項第一号の解釈

「仮陸揚げ貨物」は、4-1-1（1）と同じ。

4-2-2 輸出令第4条第2項第二号の解釈

輸出令第4条第2項第二号イからへまでの解釈は、4-1-2と同じ。

4-2-3 輸出令第4条第2項第三号の解釈

輸出令第4条第2項第三号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令第4条第2項第三号イ又はロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理に該当しなければ輸出特例になる（輸出令第1条第3項の規定の適用はない） というもの。

4-3 輸出令第2条の規定は、輸出令第4条第3項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-3-1 仮陸揚げ貨物の解釈

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第四号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-2-1 仮陸揚げ貨物の解釈

輸出令第4条第3項第一号に規定されている「仮に陸揚した貨物」とは、4－1－1に準じて取り扱う。

4－3－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、35の3の項（1）及び（6）並びに35の4及び36の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）は輸出特例とはならない。

（1）～（3） （略）

（4）輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。

（イ）～（ハ） （略）

（ニ）輸出令第4条第3項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は〔付表4〕に、同号ホ及び同号チに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は〔付表5〕に掲げるところにより行う。

なお、〔付表4〕中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」、及び〔付表5〕において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

また、別表第2の3貨物省令第139条から第157条中に定める金額は、原則として、商品を構成する最小単位となる箱やパッケージ、その他これらに相当するものの1単位当たりの金額とする。

（ホ） （略）

表1・表2 （略）

（5）～（14） （略）

4－3－4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項（1）及び（6）並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。また、船舶又は航空機の乗組員が別表第2

輸出令第4条第2項第一号に規定されている「仮に陸揚した貨物」とは、4－1－1に準じて取り扱う。

4－2－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、35の3の項（1）及び（6）並びに35の4及び36の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）は輸出特例とはならない。

（1）～（3） （略）

（4）輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。

（イ）～（ハ） （略）

（ニ）輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は〔付表4〕に、同号ホ及び同号チに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は〔付表5〕に掲げるところにより行う。

なお、〔付表4〕中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」、及び〔付表5〕において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

また、別表第2の3貨物省令第139条から第157条中に定める金額は、原則として、商品を構成する最小単位となる箱やパッケージ、その他これらに相当するものの1単位当たりの金額とする。

（ホ） （略）

表1・表2 （略）

（5）～（14） （略）

4－2－4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項（1）及び（6）並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項（1）及び（6）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。また、船舶又は航空機の乗組員が別表第2

の3第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。ただし、当該乗組員が入国する際に身につけていたものを身につけたまま本邦から出国する場合には、規制の趣旨に鑑み、輸出承認の対象とはしない。

(1)・(2) (略)

(3) 輸出令第4条第3項第四号に規定する「税関に申告の上別送して輸出するもの」は、後送については出国者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が、別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

(4) 輸出令第4条第3項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」及び「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は、4-3-2の(4)の(二)と同じ。

4-4 輸出令別表第7の取扱い (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

輸出令第5条は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) (略)

(2) 確認の書類

税関が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

(イ) 外為法第48条第1項若しくは輸出令第1条第3項又は輸出令第2条第1項の規定により輸出の許可又は承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」(平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。)に規定する電子許可・承認・確認(以下「電子許可・承認・確認」という。)を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知することをもって提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達4.(2)②の規定に基づく裏書情報(同通達1.

(4)に規定する「裏書情報」という。以下同じ。)の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければ

の3第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。ただし、当該乗組員が入国する際に身につけていたものを身につけたまま本邦から出国する場合には、規制の趣旨に鑑み、輸出承認の対象とはしない。

(1)・(2) (略)

(3) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「税関に申告の上別送して輸出するもの」は、後送については出国者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が、別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

(4) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」及び「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は、4-2-2の(4)の(二)と同じ。

4-3 輸出令別表第7の取扱い (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

輸出令第5条は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) (略)

(2) 確認の書類

税関が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

(イ) 外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の規定により輸出の許可又は承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」(平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。)に規定する電子許可・承認・確認(以下「電子許可・承認・確認」という。)を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知することをもって提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達4.(2)②の規定に基づく裏書情報(同通達1.

(4)に規定する「裏書情報」という。以下同じ。)の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければ

ならないものとする。

また、輸出規則第1条に規定する輸出承認証又は同規則第2条の2に規定する輸出許可証については、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した電磁的記録の提出をもって原本の提出に替えることができる。ただし、税関が原本を確認する必要があると認めた場合には、輸出の許可の前に原本の提出又は提示を求めることを妨げない。

電磁的記録の提出をもって輸出の許可がされた場合には、輸出の許可の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、輸出承認証又は輸出許可証の原本の提出又は提示を求めるものとする。

なお、輸出承認証の電磁的記録には、申告時点までの当該輸出承認証に係る貨物のすべての輸出申告情報が記録されていなければならないものとする。

(注) 税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあつては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

(ロ) ～ (二) (略)

1 2 権限の委任

1 2-0-2 特定事項に対する許可及び承認権限の委任

(1) (略)

(2) 輸出令第12条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。

(注) 指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けずに蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例（4-1-1及び4-3-1参照）となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第48条第1項若しくは輸出令第1条第3項又は輸出令第2条第1項の許可又は承認が必要となる。

ならないものとする。

また、輸出規則第1条に規定する輸出承認証又は同規則第2条の2に規定する輸出許可証については、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した電磁的記録の提出をもって原本の提出に替えることができる。ただし、税関が原本を確認する必要があると認めた場合には、輸出の許可の前に原本の提出又は提示を求めることを妨げない。

電磁的記録の提出をもって輸出の許可がされた場合には、輸出の許可の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、輸出承認証又は輸出許可証の原本の提出又は提示を求めるものとする。

なお、輸出承認証の電磁的記録には、申告時点までの当該輸出承認証に係る貨物のすべての輸出申告情報が記録されていなければならないものとする。

(注) 税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあつては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

(ロ) ～ (二) (略)

1 2 権限の委任

1 2-0-2 特定事項に対する許可及び承認権限の委任

(1) (略)

(2) 輸出令第12条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。

(注) 指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けずに蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例（4-1-1及び4-2-1参照）となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の許可又は承認が必要となる。

1 3 政府機関の行為

[付表1]～[付表3] (略)

[付表4] 4-2-2 (4) (二) 輸出令第4条第3項第2号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈

(略)

[付表5] 4-2-2 (4) (二) 輸出令第4条第3項第2号ホ及びチに規定する「別表第2の3第3号に掲げる貨物」の解釈

(略)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

1 輸出の許可

外為法第48条第1項及び輸出令第1条第3項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 (略)

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出

(1)～(3) (略)

(4) 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であつて、外為法第25条第1項の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の(2)のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第2号に該当する場合を除く。）

1-0 通則

申請者は、輸出しようとする貨物が、次のいずれかに該当するときに所定の申

1 3 政府機関の行為

[付表1]～[付表3] (略)

[付表4] 4-2-2 (4) (二) 輸出令第4条第2項第2号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈

(略)

[付表5] 4-2-2 (4) (二) 輸出令第4条第2項第2号ホ及びチに規定する「別表第2の3第3号に掲げる貨物」の解釈

(略)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 (略)

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出

(1)～(3) (略)

(4) 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であつて、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の(2)のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第2号に該当する場合を除く。）

1-0 通則

申請者は、輸出しようとする貨物が、次のいずれかに該当するときに所定の申

請書を作成する。

(1) 輸出許可申請書の作成は、外為法第48条第1項及び輸出令第1条第3項の規定に基づく輸出令別表第1の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。

(2)～(4) (略)

1-1～1-4 (略)

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1・1-5-2 (略)

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4～1-5-6 (略)

2・3 (略)

請書を作成する。

(1) 輸出許可申請書の作成は、外為法第48条第1項の規定に基づく輸出令別表第1の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。

(2)～(4) (略)

1-1～1-4 (略)

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1・1-5-2 (略)

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあつては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4～1-5-6 (略)

2・3 (略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後	現 行
外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令<u>第17条第2項から第4項</u>までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) <u>第25条第1項若しくは外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)第17条第2項</u>の規定に基づき許可を要する特定技術を<u>外国</u>において提供することを目的とする取引若しくは<u>外国</u>の非居住者に提供することを目的とする取引(以下「役務取引」という。)又は<u>外為令第17条第2項若しくは第3項</u>の規定に基づき許可を要する<u>外国</u>を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。)の輸出若しくは<u>外国</u>において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信(以下「特定記録媒体等輸出等」という。)について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。 なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(平成3年11月7日付け3貿局第360号)」は、廃止する。 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 ア 外為法第25条第1項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術(プログラムを含む。以下「特定技術」という。)を、①同表下欄に掲げる外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引、②特定国の非居住者に提供することを目的とする取引をいう。 ①は取引の当事者の属性(居住者であるか非居住者であるか)にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるものをいい、②は技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が特定国の非居住者に技術を提供することを目的とするものをいう。 なお、外国において提供を受けた特定技術を本邦に持ち込むことなく特定国において提供するもの又は特定国の非居住者に提供するものもこれらに該当する。	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令<u>第17条第2項</u>の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) <u>第25条第1項</u>の規定に基づき許可を要する特定技術を<u>特定国</u>において提供することを目的とする取引若しくは<u>特定国</u>の非居住者に提供することを目的とする取引(以下「役務取引」という。)又は<u>外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)第17条第2項</u>の規定に基づき許可を要する<u>特定国</u>を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。)の輸出若しくは<u>特定国</u>において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信(以下「特定記録媒体等輸出等」という。)について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。 なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(平成3年11月7日付け3貿局第360号)」は、廃止する。 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 外為法第25条第1項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術(プログラムを含む。以下「特定技術」という。)を、①同表下欄に掲げる外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引、②特定国の非居住者に提供することを目的とする取引をいう。 ①は取引の当事者の属性(居住者であるか非居住者であるか)にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるものをいい、②は技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が特定国の非居住者に技術を提供することを目的とするものをいう。 なお、外国において提供を受けた特定技術を本邦に持ち込むことなく特定国において提供するもの又は特定国の非居住者に提供するものもこれらに該当する。

イ 外為令第17条第2項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。）を、①特定国以外の外国において提供することを目的とする取引、②特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引をいう。

①は取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国以外の外国であるものをいい、②は技術情報が受領される場所がいずれにかかわらず居住者が特定国以外の外国の非居住者に技術を提供することを目的とするものをいう。

なお、外国において提供を受けた特定技術を本邦に持ち込むことなく特定国以外の外国において提供するもの又は特定国以外の外国の非居住者に提供するものもこれらに該当する。

ただし、公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引、その他の外為令第17条第8項に基づき貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項各号において規定する経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては許可を受けることを要しない。

(2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲

ア 外為令第17条第3項で規定される許可を受けなければならない外為法第25条第3項第一号で定める行為とは、外為法第25条第1項の規定に基づき許可を受けなければならない取引に関して行われる①特定技術を内容とする特定記録媒体等の特定国への輸出及び②特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする本邦からの情報の送信をいい、外為法第25条第1項の取引を現に行っている者又は特定国において取引を行おうとする者が、当該取引により提供される技術について行う①又は②の行為（当該取引の相手方が明確になっていない場合を含む。）、及び外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該技術について行う①又は②の行為がこれに該当する（例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。）。

イ 外為令第17条第4項で規定される許可を受けなければならない外為法第25条第3項第二号で定める行為とは、外為法第25条第2項の規定に基づき許可を受けなければならない取引に関して行われる①特定技術を内容とする特定記録媒体等の特定国以外の外国への輸出及び②特定国以外の外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする本邦からの情報の送信をいい、外為法第25条第2項の取引を現に行っている

(新設)

ただし、公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引、その他の外為令第17条第5項に基づき貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項各号において規定する経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては許可を受けることを要しない。

(2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲

外為令第17条第2項で規定される許可を受けなければならない外為法第25条第3項第一号で定める行為とは、外為法第25条第1項の規定に基づき許可を受けなければならない取引に関して行われる①特定技術を内容とする特定記録媒体等の特定国への輸出及び②特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする本邦からの情報の送信をいい、外為法第25条第1項の取引を現に行っている者又は特定国において取引を行おうとする者が、当該取引により提供される技術について行う①又は②の行為（当該取引の相手方が明確になっていない場合を含む。）、及び外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該技術について行う①又は②の行為がこれに該当する（例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。）。

(新設)

者又は特定国以外の外国において取引を行おうとする者が、当該取引により提供される技術について行う①又は②の行為（当該取引の相手方が明確になっていない場合を含む。）、及び外為法第25条第2項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該技術について行う①又は②の行為がこれに該当する（例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。）。

ただし、外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の取引について許可を受けている申請者がその許可された取引により提供される技術についてア及びイの①又は②の行為を行う場合は当該行為について許可を受けることを要しない。また、許可を受けた外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該取引に関して行うア及びイの①又は②の行為、その他の貿易外省令第9条第1項において規定する経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するために特に支障がないと認めて指定した行為についても許可を受けることを要しない。

(3) 用語の解釈

外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1及び別紙1-2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

ア～ス (略)

セ 許可を受けた外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方とは、契約の相手方（当該取引が特定取引に該当する場合は、特定類型に該当する居住者を含む。）のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。

ソ・タ (略)

(4) 許可を必要とする時点

外為法及び外為令に規定する役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可を必要とする時点は、それぞれ次に掲げる時点とする。

① 外為法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づく許可

ア 貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点

イ 技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居

ただし、外為法第25条第1項の取引について許可を受けている申請者がその許可された取引により提供される技術について①又は②の行為を行う場合は当該行為について許可を受けることを要しない。また、許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該取引に関して行う①又は②の行為、その他の貿易外省令第9条第1項において規定する経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するために特に支障がないと認めて指定した行為についても許可を受けることを要しない。

(3) 用語の解釈

外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1及び別紙1-2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

ア～ス (略)

セ 許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方とは、契約の相手方（当該取引が特定取引に該当する場合は、特定類型に該当する居住者を含む。）のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。

ソ・タ (略)

(4) 許可を必要とする時点

外為法及び外為令に規定する役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可を必要とする時点は、それぞれ次に掲げる時点とする。

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

ア 貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点

イ 技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居

住者若しくは特定類型に該当する居住者に対する提供より前の時点

注：ただし、許可が必要となる取引について外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受けずに当該取引に係る技術について輸出等を行う場合は、①で定める時点に達していない場合であっても、以下②に掲げる時点において外為令第17条第3項又は第4項の規定に基づく許可を受けることを必要とする。

② 外為令第17条第3項及び第4項の規定に基づく許可

ア 外国に向けた特定記録媒体等の船舶又は航空機への積み込みより前の時点

イ 外国において受信されることを目的とした、電気通信による特定技術の内容とする情報の電気通信設備からの送信より前の時点

2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

(1) 根拠法令及び事務の取扱い

① 外為法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づく許可

イ. 特定技術を外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者

又は

ロ. 特定技術を提供する場所の如何にかかわらず外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者

は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

② 外為令第17条第3項及び第4項の規定に基づく許可

①の取引に関して

イ. 特定技術の内容とする特定記録媒体等を外国に輸出しようとする者

又は

ロ. 外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の本邦からの送信を行おうとする者

は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、①の許可を受けている場合には、この限りではない。

(2)・(3) (略)

(4) 輸出許可申請と同時に行う申請

同一の契約に基づき、外為法第48条第1項又は輸出令第1条第3項に基づく許可(以下「輸出の許可」という。)及び役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる(経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室(以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。))又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除

住者若しくは特定類型に該当する居住者に対する提供より前の時点

注：ただし、許可が必要となる取引について外為法第25条第1項の規定に基づく許可を受けずに当該取引に係る技術について輸出等を行う場合は、①で定める時点に達していない場合であっても、以下②に掲げる時点において外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受けることを必要とする。

② 外為令第17条第2項の規定に基づく許可

ア 外国に向けた特定記録媒体等の船舶又は航空機への積み込みより前の時点

イ 特定国において受信されることを目的とした、電気通信による特定技術の内容とする情報の電気通信設備からの送信より前の時点

2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

(1) 根拠法令及び事務の取扱い

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

イ. 特定技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者

又は

ロ. 特定技術を提供する場所の如何にかかわらず特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者

は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

② 外為令第17条第2項の規定に基づく許可

①の取引に関して

イ. 特定技術の内容とする特定記録媒体等を特定国に輸出しようとする者

又は

ロ. 特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の本邦からの送信を行おうとする者

は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、①の許可を受けている場合には、この限りではない。

(2)・(3) (略)

(4) 輸出許可申請と同時に行う申請

同一の契約に基づき、外為法第48条第1項に基づく許可(以下「輸出の許可」という。)及び役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる(経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室(以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。))又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務

く。)。

(5)～(7) (略)

3 税関長の確認等

外為令第18条の2は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) 確認の時期等

(イ) (略)

(ロ) 税関長が行う輸出の確認は、①税関に輸出をしようとする者から特定記録媒体等輸出等許可証が提出された場合、又は②外為令第17条第3項又は第4項の規定による許可を受けずに特定記録媒体等が輸出される懸念があるとして、経済産業大臣が輸出者名、仕向人名、仕向地、積込港、輸出の時期（携帯して輸出されるものについては、輸出者の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、出発日時、出発便名）、特定記録媒体等の種類、その他参考となる事項等、個別・具体的情報を提供した場合に行うものとする。なお、信書については、この確認を必要としない。

(2) 確認の書類

税関長が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

(イ) 外為令第17条第3項又は第4項の規定により許可を必要とするものについては、特定記録媒体等輸出等許可証

(ロ)～(ニ) (略)

(3) (略)

別紙1-2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈

(1) 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。

他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。したがって、外為法第25条第3項の対象にも該当しない。

ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項に定める役務取引に該当する。例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみな

を行うこととされている輸出の場合を除く。)。

(5)～(7) (略)

3 税関長の確認等

外為令第18条の2は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) 確認の時期等

(イ) (略)

(ロ) 税関長が行う輸出の確認は、①税関に輸出をしようとする者から特定記録媒体等輸出等許可証が提出された場合、又は②外為令第17条第2項の規定による許可を受けずに特定記録媒体等が輸出される懸念があるとして、経済産業大臣が輸出者名、仕向人名、仕向地、積込港、輸出の時期（携帯して輸出されるものについては、輸出者の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、出発日時、出発便名）、特定記録媒体等の種類、その他参考となる事項等、個別・具体的情報を提供した場合に行うものとする。なお、信書については、この確認を必要としない。

(2) 確認の書類

税関長が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

(イ) 外為令第17条第2項の規定により許可を必要とするものについては、特定記録媒体等輸出等許可証

(ロ)～(ニ) (略)

(3) (略)

別紙1-2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈

(1) 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。

他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。したがって、外為法第25条第3項の対象にも該当しない。

ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなす。また、契約を開始し

す。また、契約を開始した後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。

なお、サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

(2) サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項に定める役務取引に該当する。

ただし、貿易外省令第9条第2項第十四号イの要件を満たすプログラムについては、役務取引許可は不要である。

なお、当該プログラムの提供の時点は、サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点であり、役務取引許可申請が必要な場合にあっては、それ以前に許可を得る必要がある。

別紙1-4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大

た後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。

なお、サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

(2) サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。

ただし、貿易外省令第9条第2項第十四号イの要件を満たすプログラムについては、役務取引許可は不要である。

なお、当該プログラムの提供の時点は、サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点であり、役務取引許可申請が必要な場合にあっては、それ以前に許可を得る必要がある。

別紙1-4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要にな

臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

（略）

別紙２－２ 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

１ 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

外為法第 25 条第 1 項若しくは外為令第 17 条第 2 項又は外為令第 17 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づく役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

（１）（略）

（２）役務取引・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

ア （略）

イ 安全保障貿易審査課が役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可を行う取引又は行為

（ア）・（イ）（略）

（ウ）外為令第 17 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づく許可を受ける義務を要する外為法第 25 条第 3 項第一号又は第二号に定める行為

（エ）（略）

２・３ （略）

別紙３ 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第１ 役務取引許可申請書に必要な書類

（１）～（７）（略）

注 1～注 7 （略）

注 8：外為令別表の 16 の項の中欄に掲げる技術については、貿易外省令第 9 条第 2 項第七号イからニまで又は第八号イからニまでのいずれかを申請理由書（参考様式 1）に記載すること。また、同項第七号イ若しくはハ又は第八号イ若しくはハに該当する場合には、当該規定に基づく告示（平成 13 年経済産業省告示第 759 号及び平成 20 年経済産業省告示第 187 号）の該当号についても記載すること。

なお、申請書において貨物の関税定率法別表の類の番号（２桁）を輸出令別表第 1 の項番の後に括弧書きで記載すること。

る可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

（略）

別紙２－２ 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

１ 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

外為法第 25 条第 1 項又は外為令第 17 条第 2 項の規定に基づく役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

（１）（略）

（２）役務取引・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

ア （略）

イ 安全保障貿易審査課が役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可を行う取引又は行為

（ア）・（イ）（略）

（ウ）外為令第 17 条第 2 項の規定に基づく許可を受ける義務を要する外為法第 25 条第 3 項第一号に定める行為

（エ）（略）

２・３ （略）

別紙３ 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第１ 役務取引許可申請書に必要な書類

（１）～（７）（略）

注 1～注 7 （略）

注 8：外為令別表の 16 の項の中欄に掲げる技術と同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、貿易外省令第 9 条第 2 項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ、ロ、ハ又はニに該当）を申請理由書（参考様式 1）に記載すること。また、同項第七号イに該当する場合には、貿易外省令第 9 条第 2 項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成 13 年経済産業省告示第 759 号）の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（２桁）を輸

第2 (略)

第3 特定記録媒体等輸出等許可申請に必要な書類

(1)～(5) (略)

注1～注3 (略)

注4：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術については、貿易外省令第9条第2項第七号イから二まで又は第八号イから二までのいずれかを申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イ若しくはハ又は第八号イ若しくはハに該当する場合には、当該規定に基づく告示（平成13年経済産業省告示第759号及び平成20年経済産業省告示第187号）の該当号についても記載すること。

なお、申請書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第4 (略)

別紙4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

(略)

参考様式1

(略)

(注) 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は同規定中の特定類型（①から③までのいずれかに該当するの）かを記載すること。また、上記2の申請の理由について、公開情報等によって把握することができない場合は、「不明」と記載すること。

上記による申請の技術は、外為令別表の の項（ ）、貨物等省令第 条第 項第 号（輸出令別表第1 の項 貨物等省令第 条第 項第 号 の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請をいたします。

出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 (略)

第3 特定記録媒体等輸出等許可申請に必要な書類

(1)～(5) (略)

注1～注3 (略)

注4：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引に関する行為であって、取引が貿易外省令第9条第2項第七号イから二までのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ、ロ、ハ又はニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第4 (略)

別紙4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

(略)

参考様式1

(略)

(注) 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は同規定中の特定類型（①から③までのいずれかに該当するの）かを記載すること。また、上記2の申請の理由について、公開情報等によって把握することができない場合は、「不明」と記載すること。

上記による申請の技術は、外為令別表の の項（ ）、貨物等省令第 条第 項第 号（輸出令別表第1 の項 貨物等省令第 条第 項第 号 の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第25条第1項又は外国為替令第17条第2項の規定により役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請をいたします。

参考様式3

(略)

上記の理由により、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可証（許可番号：BIT－ST－ ）の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）する必要が生じたので、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）申請をいたします。

参考様式3

(略)

上記の理由により、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可証（許可番号：BIT－ST－ ）の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）する必要が生じたので、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第3項第（一又は二）号の規定により、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）申請をいたします。

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）

改 正 後	現 行
1. 輸出者等が確認すべき事項 輸出者等は、貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする際には、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当するかどうかの確認（以下「該非確認」という。）を実施し、該当しないと判断した場合は、以下の（1）から（6）の事項について確認を行い、補完的輸出規制に係る許可申請が必要か否かを判断しなければならない。 （注）「技術の提供」とは、貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を<u>外国</u>において提供することを目的とする取引又はこれらの技術を<u>外国</u>の非居住者に提供することを目的とする取引の他、これらの取引に関して、a）当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出しようとするとき又はb）<u>外国</u>において受信されることを目的として行う電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を行おうとするときも含むものとする。以下、特に定めのない限り同じ。 （1）（略） （2）仕向地等の確認 貨物を輸出しようとする場合にあつては、その仕向地が輸出令別表第3に掲げる地域以外であるかを確認し、該当する場合は（3）、（4）及び（5）の確認を行うこと。 技術を提供しようとする場合にあつては、①その提供地が輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国であるか又は②提供を受ける者が輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかについて確認し、いずれかに該当する場合には、貨物の輸出の場合と同様に、（3）、（4）及び（5）の確認を行うこと。 なお、上記②の規定につき、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）が取引の相手方となる場合は、役務通達の1（3）サ①から③までに規定する外国法人等又は外国政府等が輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかを確認する。 また、技術の提供を目的とする取引に関して、a）外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術（以下「特定技術」という。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外	1. 輸出者が確認すべき事項 輸出者は、貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする際には、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当するかどうかの確認（以下「該非確認」という。）を実施し、該当しないと判断した場合は、以下の（1）から（6）の事項について確認を行い、補完的輸出規制に係る許可申請が必要か否かを判断しなければならない。 （注）「技術の提供」とは、貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を<u>特定の外国</u>において提供することを目的とする取引又はこれらの技術を<u>特定の外国</u>の非居住者に提供することを目的とする取引の他、これらの取引に関して、a）当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出しようとするとき又はb）<u>特定の外国</u>において受信されることを目的として行う電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を行おうとするときも含むものとする。以下、特に定めのない限り同じ。 （1）（略） （2）仕向地等の確認 貨物を輸出しようとする場合にあつては、その仕向地が輸出令別表第3に掲げる地域以外であるかを確認し、該当する場合は（3）、（4）及び（5）の確認を行うこと。 技術を提供しようとする場合にあつては、①その提供地が輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国であるか又は②提供を受ける者が輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかについて確認し、いずれかに該当する場合には、貨物の輸出の場合と同様に、（3）、（4）及び（5）の確認を行うこと。 なお、上記②の規定につき、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）が取引の相手方となる場合は、役務通達の1（3）サ①から③までに規定する外国法人等又は外国政府等が輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかを確認する。 また、技術の提供を目的とする取引に関して、a）外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術（以下「特定技術」という。）を内容とする情報が記載され、若し

に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときについても、同様に(3)、(4)及び(5)の確認を行うこと。

なお、該当しない場合は、3.の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、補完的輸出規制に係る許可申請を行う必要はない。

(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
(略)

2) 通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例
下記に掲載する貨物(輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を除く。)は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等(1.(2)の仕向地等をいう。以下同じ。)として、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、懸念相手先等における通常兵器の開発、製造又は使用を助長することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。

品目	懸念される用途
(略)	(略)

(4) 用途の確認

1) 核兵器等

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4.の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

なお、該当しない場合は(5)の確認を行うこと。輸出しようとする貨物若しくは提供しようとする技術が、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等とする場合又は輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物若しくはこれらの貨物に関する技術が、輸出令別表第3及び別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地等とする場合は、2)の確認も併せて行うこと。

① 当該貨物が、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。)の第一号の規定(核兵器等の開発等又は同省令の別表

くは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときについても、同様に(3)、(4)及び(5)の確認を行うこと。

なお、該当しない場合は、補完的輸出規制に係る許可申請を行う必要はない。

(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例

1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
(略)

2) 通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例
下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等(1.(2)の仕向地等をいう。以下同じ。)とする場合の(4)の用途の確認をする際にあたり、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、通常兵器の開発、製造若しくは使用を助長することがないよう、特に慎重に行うことを推奨する。

品目	懸念される用途
(略)	(略)

(4) 用途の確認

1) 核兵器等

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4.の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

なお、該当しない場合は(5)の確認を行うこと。輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等とする場合は、2)の確認も併せて行うこと。

① 当該貨物が、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。)の第一号の規定(核兵器等の開発等又は同省令の別表

に掲げる行為に用いられるとき)に該当するとき。

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イ」の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の第一号の規定(核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為に用いられるとき)に該当するとき。

③ 上記②の取引に関して、a)特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするとき。ただし、上記②の許可を受けている場合には、この限りではない。

2) 通常兵器

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術の仕向地等が輸出令別表第3の2に掲げる地域である場合は、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4.の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

また、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物又はこれらの貨物に関する技術の仕向地等が輸出令別表第3及び別表第3の2に掲げる地域以外の地域である場合も、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4.の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

なお、1)及び2)のいずれにも該当しない場合は、(5)の確認を行うこと。

① 当該貨物が、「輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。) 第一号の規定に該当するとき。

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハ」の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。) 第一号の規定に該当する

に掲げる行為に用いられるとき)に該当するとき。

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ」の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の第一号の規定(核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為に用いられるとき)に該当するとき。

③ 上記②の取引に関して、a)特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするとき。ただし、上記②の許可を受けている場合には、この限りではない。

2) 通常兵器

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術の仕向地等が輸出令別表第3の2に掲げる地域である場合は、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4.の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

(新設)

なお、該当しない場合は、3.(2)の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、通常兵器に係る補完的輸出規制に係る許可申請を行う必要はない。

① 当該貨物が、「輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。) の規定に該当するとき。

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ」の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。) の規定に該当するとき。

とき。

- ③ 上記②の取引に関して、a)特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3の2に掲げる地域（輸出令別表第1の16項（1）に掲げる貨物に関する技術にあっては、輸出令別表第3及び別表第3の2に掲げる地域以外の地域をいう。b）において同じ。）に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3の2に掲げる地域において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするとき。ただし、上記②の許可を受けている場合には、この限りではない。

(5) 需要者の確認

1) 核兵器等

輸出しようとする貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者が、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。

なお、該当しない場合は、3. の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、核兵器等に係る補完的輸出規制に関する許可申請を行う必要はない。輸出しようとする貨物若しくは提供しようとする技術が、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等とする場合又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物若しくはこれらの貨物に関する技術が、輸出令別表第3及び別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地等とする場合は、2）の確認も併せて行うこと。

①～② （略）

注1）～注3） （略）

2) 通常兵器

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等とする場合は、輸出しようとする貨物の需要者又は提供しようとする技術の利用者が、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。

また、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物又はこれらの貨物に関する技術が輸出令別表第3及び別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地等とする場合も、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。

なお、1）及び2）のいずれにも該当しない場合は、3. の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、核兵器等に係る補完的輸出規制及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する許可申請を行う必要はない。

- ① 当該貨物の需要者が、通常兵器開発等省令に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき

- ③ 上記②の取引に関して、a)特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3の2に掲げる地域に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3の2に掲げる地域において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするとき。ただし、上記②の許可を受けている場合には、この限りではない。

(5) 需要者の確認

(新設)

輸出しようとする貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者が、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。

なお、該当しない場合は、3. の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、核兵器等に係る補完的輸出規制に係る許可申請を行う必要はない。

①～② （略）

注1）～注3） （略）

(新設)

② 当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき

注1) ①は通常兵器開発等省令第二号又は第三号に、②は通常兵器開発等告示第二号又は第三号に該当する場合を指す。

注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（令和7年1月31日付け20250123貿局第1号）に掲載されている場合を含む。

注3) 貨物の輸出又は技術の提供の時点において、需要者等が未確定の場合（ストック販売）については、輸入者又は取引の相手方について上記の確認を行い、該当しない場合には（1）から（4）までの確認で足りる。

(6) 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン

輸出者等が、核兵器等開発等省令第二号及び第三号若しくは核兵器等開発等告示第二号及び第三号又は通常兵器開発等省令第二号及び第三号若しくは通常兵器開発等告示第二号及び第三号に規定する「明らかなき」（以下「明らかなき」という。）を判断するためのガイドラインを以下のとおり提示する。なお、経済産業省は、輸出者等が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨する。

輸出者等は、「明らかなき」を判断するに当たり、以下に掲げる事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）を確認すること。

輸出者等は、通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこととし、入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと。

確認の結果に疑義がある場合には商談を進める前に疑問点の解決に努めること。確認の結果、当該輸出又は提供が「明らかなき」と判断できない場合には許可申請が必要であるため、4. の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。なお、判断が困難な場合には、必要に応じ経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に相談することができる。

[貨物等の用途・仕様]

① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがない場合には、明確な説明はないものと推定する。

② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。

(6) 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン

輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が、核兵器等開発等省令第二号及び第三号又は核兵器等開発等告示第二号に規定する「明らかなき」（以下「明らかなき」という。）を判断するためのガイドラインを以下のとおり提示する。なお、経済産業省は、輸出者等が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨する。

輸出者等は、「明らかなき」を判断するに当たり、以下に掲げる事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）を確認すること。

輸出者等は、通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこととし、入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと。

確認の結果に疑義がある場合には商談を進める前に疑問点の解決に努めること。確認の結果、当該輸出又は提供が「明らかなき」と判断できない場合には許可申請が必要であるため、4. の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。なお、判断が困難な場合には、必要に応じ経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に相談することができる。

[貨物等の用途・仕様]

① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。

（新設）

② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。

例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。

- ・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない
- ・当該貨物等に関する事業経験がほとんどない又は全くない。
- ・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。

[貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件]

- ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。
例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供しただけの場合は、明確ではないものと推定する。
- ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。
例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しただけの場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。
- ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

[貨物等の関連設備・装置等の条件・態様]

- ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。
- ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。
例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供しただけの場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。
- ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。
- ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求があること。

[表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様]

- ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。
- ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。
- ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

[貨物等の支払対価等・保証等の条件]

- ⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
- ⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。

[据付等の辞退や秘密保持等の態様]

- ⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
- ⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

(新設)

[貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件]

- ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。
(新設)
- ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。
(新設)
- ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

[貨物等の関連設備・装置等の条件・態様]

- ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。
- ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。
(新設)
- ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。
- ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求があること。

[表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様]

- ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。
- ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。
- ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

[貨物等の支払対価等・保証等の条件]

- ⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
- ⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。

[据付等の辞退や秘密保持等の態様]

- ⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
- ⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織等]

- ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。

ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。

- ⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。

- ⑲ 輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。

[その他]

- ⑳ その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。

2. 事前相談

(略)

(1) 核兵器等 (略)

(2) 通常兵器

① 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成すること。

	審査用相談書
①～⑤	(略)
⑥	通常兵器開発等省令第二号及び第三号又は通常兵器開発等告示第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」の当該状況

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]

- ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1.（3）1）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。

- ⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。
(新設)

[その他]

- ⑲ その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。

2. 事前相談

(略)

(1) 核兵器等 (略)

(2) 通常兵器

① 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成すること。

	審査用相談書
①～⑤	(略)
(新設)	(新設)

	を説明した文書及び根拠となる入手文書等（通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の第二号若しくは第三号に係る相談を行う場合に限る。）
--	--

(イ)～(オ) (略)

② (略)

3. 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、以下の(1)の①、②若しくは③又は(2)の①、②若しくは③の通知を受け、当該通知に係る貨物の輸出又は技術の提供をしようとする場合は、1. の確認結果にかかわらず輸出者は、経済産業大臣に対し貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請を行い、許可を受けなければ当該輸出又は提供をすることができない。

なお、当該通知については経済産業省が「大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある」又は「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある」と判断して行っているため、申請をした場合であっても許可されないことがある。

(1) 核兵器等

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は同条第2項第三号イの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を外国において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第2項第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出しようとするとき又はb) 外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 通常兵器

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ニ若しくは第四号ニ又は同条第2項第三号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を外国において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第七号ニ又は第八号ニの

--	--

(イ)～(オ) (略)

② (略)

3. 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、以下の(1)の①、②若しくは③又は(2)の①、②若しくは③の通知を受け、当該通知に係る貨物の輸出又は技術の提供をしようとする場合は、1. の確認結果にかかわらず輸出者は、経済産業大臣に対し貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請を行い、許可を受けなければ当該輸出又は提供をすることができない。

なお、当該通知については経済産業省が「大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある」又は「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある」と判断して行っているため、申請をした場合であっても許可されないことがある。

(1) 核兵器等

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 通常兵器

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供する

規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出しようとするとき又はb) 外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ニ又は第八号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

4. 申請手続き

- (1) 申請窓口 (略)
(2) 申請に必要な書類

1) 核兵器等

- ① 貨物の輸出等について (略)
② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の1)②又は(5)②に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く。)

	申請書・添付書類	通数	記載要領
ア	(略)	(略)	役務通達の別紙3に従うこと。
イ	(略)	(略)	
ウ	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

B 3. の(1)②に該当する申請の場合 (略)

- ③ 特定記録媒体等の輸出等について (略)
④ 資料の一部省略 (略)

2) 通常兵器

- ① 貨物の輸出について

A 1. の(4)の2)①又は(5)2)①に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く。)

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)	(略)	(略)	(略)

ことを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

4. 申請手続き

- (1) 申請窓口 (略)
(2) 申請に必要な書類

1) 核兵器等

- ① 貨物の輸出等について (略)
② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の1)②又は(5)②に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く。)

	申請書・添付書類	通数	記載要領
ア	(略)	(略)	「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(4貿易局第492号。以下「役務通達」という。)の別紙3に従うこと。
イ	(略)	(略)	
ウ	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

B 3. の(1)②に該当する申請の場合 (略)

- ③ 特定記録媒体等の輸出等について (略)
④ 資料の一部省略 (略)

2) 通常兵器

- ① 貨物の輸出について

A 1. の(4)の2)①に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)	(略)	(略)	(略)

ケ	通常兵器開発等省令第 二号又は第三号に規定 する「当該貨物が通常兵 器の開発等以外のため に用いられることが明 らかなとき」に該当しな いことの検討結果	1通	(様式なし)
---	--	----	--------

B 3. の(2)①に該当する申請の場合

(Aに掲げる文書等のうちキ及びケを除く全ての文書等を作成、提出すること。)

(注) (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②又は(5)の2)②に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなとき」と判断された場合は除く。)

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)	(略)	(略)	(略)
コ	通常兵器開発等告示第 二号又は第三号に規定 する「当該技術が通常兵 器の開発等以外のため の利用されることが明 らかなとき」に該当しな いことの検討結果	1通	(様式なし)

B 3. の(2)②に該当する申請の場合

(Aに掲げる文書等のうちク及びコを除く全ての文書等を作成、提出すること。)

(注1)・(注2) (略)

③ 特定記録媒体等の輸出等について

(1. の(4)の2)の③又は3. の(2)③に該当する申請の場合)

(略)

④ 資料の一部省略

①の書類のうちエ、オ、カ、キ、ク又はケ、②の書類のうちカ、キ、ク、ケ又はコについては、事前相談時に提出した書類と同一のものである場合に限り、様式2にその書類を明記することによって、許可申請資料としての提出

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------	------

B 3. の(2)①に該当する申請の場合

(Aに掲げる文書等のうちキを除く全ての文書等を作成、提出すること。)

(注) (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

B 3. の(2)②に該当する申請の場合

(Aに掲げる文書等のうちクを除く全ての文書等を作成、提出すること。)

(注1)・(注2) (略)

③ 特定記録媒体等の輸出等について

(1. の(4)の2)の③又は3. の(2)③若しくは④に該当する申請の場合)

(略)

④ 資料の一部省略

①の書類のうちエ、オ、カ、キ又はク、②の書類のうちカ、キ、ク又はケについては、事前相談時に提出した書類と同一のものである場合に限り、様式2にその書類を明記することによって、許可申請資料としての提出を省略

を省略することができる。

- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合又は3.(1)若しくは(2)のうち、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地等として申請を行う場合は、この限りではない。

5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式(2通)により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ若しくは第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号又は第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ若しくはロ又は同項第四号イ若しくはロのいずれにも該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合
- ② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。)の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信(貿易外省令第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十六号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの(特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないものを除く。)に限る。)を行おうとする者は、その技術が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを、当該取引の相手方、当該技術を利用する者及び

することができる。

- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りではない。

5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式(2通)により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ及びロに該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合
- ② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。)の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信(貿易外省令第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十六号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロに該当しないもの(特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないものを除く。)に限る。)を行おうとする者は、その技術が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを、当該取引の相手方、当該技術を利用する者及びこれらの代理人以外の者からの情報により

これらの代理人以外の者からの情報により知った場合

6. 用語の解釈

- (A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈 (略)
- (B) 通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における用語の解釈
通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。

[通常兵器開発等省令(本文関係)]

(1)・(2) (略)

(3)「需要者」

「需要者」は「当該貨物を費消し、又は加工する者」をいう。

輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者は法人単位で考慮することを原則とし、例えば、通常兵器の開発等を行う等の情報がもたらされている法人が当該貨物の需要者の株式を保有している、又は、通常兵器の開発等を行う旨の情報がもたらされている親会社たる法人が当該輸出貨物の需要者に役員を派遣している等、輸出貨物の需要者が通常兵器の開発等を行う者との資金的・人的関係を有している場合であっても、それらが別法人であれば、省令第二号及び第三号には該当しない。

なお、需要者が行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。

(4)・(5) (略)

(6)「需要者が行う(行った)」

「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が通常兵器の開発等を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。

また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が通常兵器の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が通常兵器の開発等を行う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。

[通常兵器開発等告示(本文関係)]

(7)～(9) (略)

(10)「利用する者が行う(行った)」

知った場合

6. 用語の解釈

- (A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈 (略)
- (B) 通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における用語の解釈
通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。

[通常兵器開発等省令(本文関係)]

(1)・(2) (略)

(3)「需要者」

「需要者」は「当該貨物を費消し、又は加工する者」をいう。

輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者は法人単位で考慮することを原則とし、行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。

(4)・(5) (略)

(新設)

[通常兵器開発等告示(本文関係)]

(6)～(8) (略)

(新設)

(6) の「需要者が行う (行った)」に同じ。

様式 1

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

補完的輸出規制に係る事前相談書

(略)

9. 判定欄 (※)

○ 判定結果
(略)

注) この判定は、判定日時点のものであり、輸出令第4条第1項第三号ロ・ニ、第四号ロ・ニ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ・ニ、第八号ロ・ニの規定に基づき許可申請すべき旨の通知を受けた場合はこの限りではありません。また、核兵器等開発等省令若しくは核兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令若しくは通常兵器開発等告示に該当することとなった場合及び法令の改正により、輸出貨物が輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当することとなった場合又は提供する技術が外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当することとなった場合も同様です。

(略)

太枠内を記入

別添－1、別添－2、別紙 (略)

様式2、様式3 (略)

別記1 (略)

様式 1

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

補完的輸出規制に係る事前相談書

(略)

9. 判定欄 (※)

○ 判定結果
(略)

注) この判定は、判定日時点のものであり、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ若しくはニの規定に基づき許可申請すべき旨の通知を受けた場合はこの限りではありません。また、核兵器等開発等省令若しくは核兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令若しくは通常兵器開発等告示に該当することとなった場合及び法令の改正により、輸出貨物が輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当することとなった場合又は提供する技術が外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当することとなった場合も同様です。

(略)

太枠内を記入

別添－1、別添－2、別紙 (略)

様式2、様式3 (略)

別記1 (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
I 一般包括許可 1～3 （略） 4 一般包括許可の範囲 （1）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出は、適用できない。 なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第17条第3項</u>の規定に基づく許可を要しない。 ①・② （略） （2）一般包括役務取引許可 一般包括役務取引許可の範囲は、以下に該当する役務取引とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第17条第3項</u>の規定に基づく許可を要しない。 別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第3に掲げる地域であることを要する。 5～11 （略）	I 一般包括許可 1～3 （略） 4 一般包括許可の範囲 （1）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出は、適用できない。 なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第17条第2項</u>の規定に基づく許可を要しない。 ①・② （略） （2）一般包括役務取引許可 一般包括役務取引許可の範囲は、以下に該当する役務取引とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第17条第2項</u>の規定に基づく許可を要しない。 別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第3に掲げる地域であることを要する。 5～11 （略）
II 特別一般包括許可 1・2 （略） 3 特別一般包括許可の要件 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。 ① 特定の地域を仕向地として輸出令別表第1の2から15までの項の中欄	II 特別一般包括許可 1・2 （略） 3 特別一般包括許可の要件 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。 ① 特定の地域を仕向地として輸出令別表第1の2から15までの項の中欄

又は16の項(1)に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

- ② 特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術若しくは外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物に係るものを提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合

(2) 特別一般包括役務取引許可

申請者が、特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術若しくは外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物に係るものを提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括役務取引許可を行う。

4 特別一般包括許可の範囲

(1) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出(令和5年経済産業省告示第162号(輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。))第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。

なお、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。

①～③ (略)

④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの

イ 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の輸出(輸出令第4条第1項第三号ハに該当するものに限る。))であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリスト(令和7年1月31日付け20250123貿局第1号)に掲載されている者が需要者である取引又は輸出

に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

- ② 特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合

(2) 特別一般包括役務取引許可

申請者が、特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括役務取引許可を行う。

4 特別一般包括許可の範囲

(1) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出(令和5年経済産業省告示第162号(輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。))第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。

なお、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

①～③ (略)

(新設)

令第4条第1項第3号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域を仕向地とし、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関（軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。）又はこれらのものから委託を受けた者が需要者であるもの。

2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可を受けたものと同一の契約書等により輸出するもの

ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる技術（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されものを除く。））を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関が技術を利用する者又はこれらのものから委託を受けた者であるもの

2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約書等により提供するもの

ハ イ1) 又はロ1) の対象地域

インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する役務取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく

許可を要しない。

①・② (略)

③ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引(貿易外省令第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。)のうち、次の1)又は2)に該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) 3)に掲げる対象地域において提供することを目的とする取引又は当該対象地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの。

2) 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約書等により提供するもの

3) 1)の対象地域

インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア

5～11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1～3 (略)

4 特定包括許可の範囲

(1) (略)

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする(提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。)。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要

許可を要しない。

①・② (略)

(新設)

5～11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1～3 (略)

4 特定包括許可の範囲

(1) (略)

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする(提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。)。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要

しない。

5～10 (略)

V 特定子会社包括許可

1～4 (略)

5 特定子会社包括許可の範囲

(1)

(2) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。

(略)

6～13 (略)

VI 展示会等包括役務取引許可

1 展示会等包括役務取引許可の申請者

展示会等包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、輸出者等遵守基準省令第1条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定する者とする。

2 展示会等包括役務取引許可の要件

申請者が、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術のうち、防衛装備の移転に係る商談等に際して、当該防衛装備の基本的な諸元に係る技術情報（以下「基本技術情報」という。）を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に提供する場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、展示会等包括役務取引許可を行う。

3 展示会等包括役務取引許可の範囲

展示会等包括役務取引許可に係る範囲は、以下の（1）から（3）のい

しない。

5～10 (略)

V 特定子会社包括許可

1～4 (略)

5 特定子会社包括許可の範囲

(1)

(2) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

(略)

6～13 (略)

(新設)

ずれかに該当する役務取引とする。ただし、提供地となる特定国又は取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が輸出令別表第3の2又は別表第4に掲げる地域の場合は、適用できない。なお、展示会等包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

（1）展示会その他の防衛装備に係る情報交換の場（以下「防衛装備展示会等」という。）であって、本邦において行われるもの又は特定国において行われるものの参加者に対して行う場合（当該防衛装備展示会等の開催後に基本技術情報を提供する場合を含む。）

（2）防衛装備に関する協力国等の外国政府の要人等の受入れの一環として行われる申請者の工場、研究所その他の施設の見学会の参加者に対して行う場合

（3）外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合

4 展示会等包括役務取引許可の申請手続

（1）展示会等包括役務取引許可

展示会等包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第12の2に定める展示会等包括役務取引許可申請書2通を含む、（3）の関係書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（2）申請窓口

展示会等包括役務取引許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

（3）申請に必要な書類

展示会等包括役務取引許可を受けようとする者は、次の（イ）から（ホ）までの書類を申請窓口提出しなければならない。

(イ) 展示会等包括役務取引許可申請書（様式第12の2）・・・2通

(ロ) 展示会等包括役務取引許可申請理由書（様式第12の3）・・・1通

(ハ) 展示会等包括役務取引許可を含む輸出管理に関する社内体制を示した文書（例えば、組織図。展示会等包括役務取引許可に関する担当者の氏名及び連絡先を含めて記入すること。）・・・1通

(ニ) 基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写し・・・1通

(ホ) (イ) から (ニ) までのほか、経済産業大臣が必要と認める文書・・・1通

5 展示会等包括役務取引許可の条件

展示会等包括役務取引許可には、別表8の2の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6 展示会等包括役務取引許可の変更

(1) 展示会等包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、原許可証を返還するとともに、新たに展示会等包括役務取引許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(2) (1) の変更をしたときは、展示会等包括役務取引許可申請書2通、展示会等包括役務取引許可申請理由書1通及び原許可証の写し1通を申請窓口提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合又は該非責任者若しくは統括責任者が変更された場合は、展示会等包括役務取引許可の変更の必要はないが、代表者変更届（様式第2）、住居表示変更届（様式第3）又は統括責任者等変更届（様式第12の4）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

7 展示会等包括役務取引許可の有効期限

展示会等包括役務取引許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、6に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

8 展示会等包括役務取引許可の更新

(1) 7にかかわらず、展示会等包括役務取引許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

(2) 更新申請の時期

展示会等包括役務取引許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする展示会等包括役務取引許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

(3) 更新のための手続

展示会等包括役務取引許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ホ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 展示会等包括役務取引許可申請書(様式第12の2)・・・2通

(ロ) 展示会等包括役務取引許可申請理由書(様式第12の3)・・・1通

(ハ) 展示会等包括役務取引許可を含む輸出管理に関する社内体制を示した文書(例えば、組織図。展示会等包括役務取引許可に関する担当者の氏名及び連絡先を記入すること。)・・・1通

(ニ) 原許可証の写し

(ホ) (イ) から (ニ) までのほか、経済産業大臣が必要と認める文書・・・1通

9 展示会等包括役務取引許可の取消及び失効

(1) 展示会等包括役務取引許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、展示会等包括役務取引許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、1若しくは2の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

(2) 特定包括許可及び展示会等包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び展示会等包括役務取引許可を受けた者が展示会等包括役務取引許可を適用できる技術を特定包括許可によって提供をしたときは、当該技術の提供に限り、展示会等包括役務取引許可は失効しているものとみなす。

VII (略)

VIII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告等

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、次に掲げるところに従い、報告又は相談を行ってください。

①・② (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告(様式第17の3、様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5)

次に掲げる特別一般包括許可の届出(様式第14、様式第14の2、様式第14の3、様式第14の4又は様式第14の5)を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告(様式第18又は様式第18の2)を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

①～⑤ (略)

VI (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告等

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、次に掲げるところに従い、報告又は相談を行ってください。

①・② (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告(様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5)

次に掲げる特別一般包括許可の届出(様式第14、様式第14の2、様式第14の3、様式第14の4又は様式第14の5)を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

①～⑤ (略)

⑥ 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供を行った場合は、1月から6月までの実績報告(様式第17の3)を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(3)～(6) (略)

IX (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。)(<u>輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物に係るものを除く。</u>)。 2) (略) 3) 返送に係る輸出を行うにあたっては、返送のための輸出であること(用途)、輸入元と同一の者に返送するこ

(新設)

(3)～(6) (略)

VIII (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。)。 2) (略) 3) 返送に係る輸出を行うにあたっては、返送のための輸出であること(用途)、輸入元と同一の者に返送するこ

(3)・(4) (略) <u>(5) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る輸出又は技術の提供について、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物に係るものの提供について、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、当該実績報告書に記載する内容に関する書類を入手し、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</u> <u>(6)～(8) (略)</u> <u>(9) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、輸出令別表第1の5から16までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の</u>	と（需要者）及び返送に係る輸出の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。 (略) <u>報告するときは様式第17の3により行うものとする。</u> (略) (略)	(3)・(4) (略) (新設) (5)～(7) (略) <u>(8) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の</u>	と（需要者）及び返送に係る輸出の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。 (略) (新設) (略) (略)
---	---	--	---

5から1 6までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。

(1 0)・(1 1) (略)

(略)

(1 2)核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる(利用される)場合、用いられる(利用される)おそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者(利用する者)とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。(輸出令別表第1の1 6の項(1)に掲げる貨物又は外為令別表の1 6の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の1 6の項(1)に掲げる貨物に係るものを除く。) (略)

(略)

(1 3) ～ (1 7) (略)

(略)

(1 8)特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログ

(略)

5から1 4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。

(9)・(1 0) (略)

(略)

(1 1)核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる(利用される)場合、用いられる(利用される)おそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者(利用する者)とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

(略)

(略)

(1 2) ～ (1 6) (略)

(略)

(1 7)特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログ

ラム)取引許可は、その効力を失う。 <u>(19) 特別一般包括輸出・役務</u> (使用に係るプログラム) 取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 <u>(20) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部を取り消されることがある。</u> ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	ラム)取引許可は、その効力を失う。 <u>(18) 特別一般包括輸出・役務</u> (使用に係るプログラム) 取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 <u>(19) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u> ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。
--	---

(別表4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 利用する者が確定していない技術の提供(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。) <u>(外為令別表の16の項の</u>

(別表4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 利用する者が確定していない技術の提供(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。)

(3) ～ (5) (略)

(6) 特別一般包括役務取引許可に係る取引であって、外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供について、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、当該実績報告書に記載する内容に関する書類を入手し、技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。

(7) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から16までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る技

中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物に係るものを除く。)。

2) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること(用途)、提供元と同一の者に返送すること(利用する者)及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。

(略)

報告するときは様式第17の3により行うものとする。

(3) ～ (5) (略)

(新設)

(6) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から15までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る技

2) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること(用途)、提供元と同一の者に返送すること(利用する者)及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。

(略)

(新設)

術の提供の場合は7年間保存すること。 <u>(8) ～ (11)</u> (略) <u>(12)</u> 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を利用する者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特別一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。<u>(外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを除く。)</u> (略) <u>(13) ～ (16)</u> (略) <u>(14)</u> 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、<u>本許可の全部又は一部を取り消されることがある。</u>ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなった	(略) (略) (略) (略)
術の提供の場合は7年間保存すること。 <u>(7) ～ (10)</u> (略) <u>(11)</u> 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を利用する者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特別一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。 (略) <u>(12) ～ (15)</u> (略) <u>(16)</u> 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、<u>本許可が取り消されることがある。</u>ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、	(略) (略) (略) (略)

ときは、当該許可は失効する。		当該許可は失効する。	
(別表 8 の 2)		(新設)	
<u>展示会等包括役務取引許可の条件</u>	<u>許可条件の適用</u>		
(1) <u>輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。</u>			
(2) <u>包括許可取扱要領Ⅵの 2 及び 3 の要件に従い技術の提供を行う場合には、事前に基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術であること。</u>			
(3) <u>展示会等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を、提供時から少なくとも 7 年間保存すること（ただし、外為令別表のうち、輸出令別表第 1 の 1 の項の (5)、(6)、(10) から (12) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は 5 年間保存すること）。</u>	<u>基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写しは必ず保存すること。</u>		
(4) <u>展示会等包括役務取引許可に係る提供であって、その状況について経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</u>			
(5) <u>輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する</u>	1) <u>報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成 17・</u>		

<u>部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</u> <u>(6) 展示会等包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</u> <u>(7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領VIの1若しくは2の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u>	<u>02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)の様式4によるものとする。</u> <u>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</u>	
<u>様式第12の2</u> <別添1参照> <u>様式第12の3</u> <別添2参照> <u>様式第12の4</u> <別添3参照> <u>様式第17の3</u> <別添4参照>		(新設) (新設) (新設) (新設)

<別添1参照> (新設)

様式第12の2 (VI-5 (1) 関係)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経済産業省

展示会等包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____

申請年月日 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する展示会等包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のVIの3に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請は、
外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項
の規定により

次の条件を付して許可する。

許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のVIの5に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 ① ※印欄は記入しないでください。
② 用紙の大きさはA4用紙とします。

<別添2参照> (新設)

様式第12の3

年 月 日

展示会等包括役務取引許可申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

管理責任者名 _____

下記のとおり、展示会等包括役務取引許可を申請します。

記

(新規・変更・更新の別)

1. 申請理由 (変更の場合にあつては変更事項、変更理由並びに変更を要する原許可証の番号、有効期限及び発行通数、更新にあつては更新理由並びに更新する原許可証の番号、有効期限 及び発行通数を付記すること)

2. 提出書類確認表 (本書面を除く)

	書類の種類	通数	備考
1	展示会等包括役務取引許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			
7			

(注) 備考欄は記入しないでください。

<別添3参照>
様式第12の4

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電話番号(担当)

下記のとおり、展示会等包括役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者
(旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者)

(新管理責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者)

<別添4参照>
様式第17の3

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）／特別一般役務包括許可に係る実績報告書
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名
住所
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号 (_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

仕向地又は提供地	貨物名（型番・等級含む）又は技術名	メーカー名又は提供者名	数量単位	価額又は対価	総額	貨物（技術）のHSコード	需要者又は利用する者の名称	需要者又は利用する者の所在地	需要等の概要（貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等）	通常兵器の開発等に用いられると判断した理由	通関又は取引年月日

注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

（２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

（３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

（４）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

（５）「特別一般包括輸出・役務」と「特別一般包括役務」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

（６）「貨物のHS番号」欄には、貨物等省令第14条の2各号に掲げる関税率表の番号（技術にあっては、当該技術がどの貨物（関税率表の番号）に係る技術であるのか。分かる範囲において4桁から9桁までの番号。）を記載してください。

(別紙5)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号）

改 正 後				現 行					
別表 1 貨物、仕向地及び提出書類				別表 1 貨物、仕向地及び提出書類					
貨物		仕向地	提出書類	申請窓口	貨物		仕向地	提出書類	申請窓口
(略)				(略)					
※ 1 (略)				※ 1 (略)					
※ 2 輸出令別表第 1 の 5 から 1 3 までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が 1 0 0 万円（輸出令別表第 3 の 3 に掲げる貨物にあっては 5 万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第 3 以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第 4 条第 1 項第三号イ、ロ又はニのいずれか（ <u>輸出令別表第 3 に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、同号ロ若しくはニのいずれか、又は輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、同号イからニまでのいずれか</u> ）に該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。				※ 2 輸出令別表第 1 の 5 から 1 3 までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が 1 0 0 万円（輸出令別表第 3 の 3 に掲げる貨物にあっては 5 万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第 3 以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第 4 条第 1 項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。					
(注 1) ～ (注 4) (略)				(注 1) ～ (注 4) (略)					

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案 新旧対照条文

○輸出管理内部規程の届出等について（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）

改正後	現 行
1 輸出管理内部規程の<u>新規の届出</u> <u>(1) 新規の届出</u> 輸出管理内部規程（外為法を始めとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。以下「外為法等遵守事項」という。）を<u>全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）をいう。以下同じ。）を新規に経済産業大臣に届け出る場合には、以下の資料を提出すること。</u> ① 輸出管理内部規程（様式任意） ② 輸出管理内部規程の届出について（様式1） ③ 輸出管理内部規程総括表（様式2） ④ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3） ⑤ <u>届出事項が事実であることを証する書類の写し（登記簿上の届出者名及び住所が確認できる書類）</u> <u>(2) 受理票の発行</u> <u>上記（1）により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」が発行される。</u> 2 輸出管理内部規程の内容変更の届出 <u>(1) 内容変更に伴う届出</u> <u>上記1（2）により「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行された輸出管理内部規程の内容を変更した場合は、変更の事実が発生した日より1月以内に、以下の資料を提出すること。</u>	1 輸出管理内部規程の<u>新規届出について</u> 輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る場合には、以下の資料（①から④まで）を各1通ずつ下記7あてに提出すること。輸出管理内部規程とは、<u>外為法を始めとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。以下「外為法等遵守事項」という。）をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）をいう。</u> ① 輸出管理内部規程【様式任意】 ② 輸出管理内部規程の届出について【様式1】 ③ 輸出管理内部規程総括表【様式2】 ④ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】 （新設） <u>輸出管理内部規程が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行される。</u> 2 <u>届出済みの輸出管理内部規程の内容変更の届出について</u> <u>既に「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行された輸出管理内部規程について、その内容を変更した場合には、以下の資料（⑤から⑦まで）を各1通ずつ下記7あてに提出すること。</u>

改正後	現 行
① 輸出管理内部規程（様式任意） ② 輸出管理内部規程の内容変更届（様式4） ③ 輸出管理内部規程総括表（様式2） （2）受理票の発行 <u>上記2（1）により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行される。</u> <u>なお、新たな受理票を受理した時点で、内容変更前に発行された受理票は効力を失う。</u> （3）取下げの届出 輸出管理内部規程の届出を取り下げる場合には、「輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）」を提出すること。 <u>なお、取下げの届出がされた時点で、発行されている「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」は効力を失う。</u> 3 輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出 （1）チェックリストの届出 「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行されている者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、<u>以下の資料（②は経済産業省のホームページに輸出者等の名称等が公表されていない輸出者等であって、名称等の公表を希望する者に限る。）を提出すること。</u> ① 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3） ② 輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）（様式6） （2）受理票の発行 <u>上記（1）により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」が発行される。</u>	⑤ 輸出管理内部規程【様式任意】 ⑥ 輸出管理内部規程の内容変更届【様式4】 ⑦ 輸出管理内部規程総括表【様式2】 <u>内容を変更した場合に下記7あてに提出された輸出管理内部規程が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行される。なお、新たに発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」を受理した届出者は、内容変更前に発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」を遅滞なく下記7あてに返却すること。</u> 輸出管理内部規程の届出を取り下げる場合には、「輸出管理内部規程の取下げ届【様式5】」を<u>下記7あてに1通提出すること。</u> 3 輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出について 「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行されている企業等は、毎年7月1日から7月31日までの間に、以下の資料⑧を下記7あてに1通提出すること。また、経済産業省のホームページに輸出者等の名称等が公表されていない輸出者等であって、名称等の公表を希望する者は資料⑨を併せて1通提出すること。 ⑧ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】 ⑨ 輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】」が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行される。

改正後	現 行
4 輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の記載事項の内容変更の届出 <u>(1) 受理票の内容変更の届出</u> <u>「輸出管理内部規程受理票（別紙２）」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙３）」に記載された内容に変更があった場合には、以下の資料を提出すること。</u> ① <u>受理票の記載事項に係る変更届（様式７）</u> ② <u>届出事項が事実であることを証する書類の写し（登記簿上の届出者名及び住所が確認できる書類）</u> <u>(2) 受理票の発行</u> <u>上記（１）により届出を行った者に対して新たな「輸出管理内部規程受理票（別紙２）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙３）」が発行される。</u> <u>なお、当該届出を行った者が新たな受理票を受理した時点で当該新たな受理票の発行の前に発行された受理票は効力を失うものとする。</u> 5 合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い <u>合併、会社分割、事業譲渡等により組織上の変化があった場合には、上記２に規定する内容変更の届出を行うこと。ただし、当該組織上の変更により存続する輸出者等が「輸出管理内部規程受理票（別紙２）」を発行された輸出者等でない場合又は届出されている内容に著しい変更が必要となる場合は、上記１に規定する新規の届出を行うこと。</u> 6 輸出者等の名称等の公表等について <u>(1) 輸出者等の名称等の公表</u> <u>上記３（２）又は４（２）により、「輸出管理内部規程受理票（別紙２）」及び</u>	4 輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の記載事項の内容変更の届出<u>について</u> <u>「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」に記載された内容に変更があった場合には、「受理票の記載事項に係る変更届【様式７】」を下記７あてに１通提出すること。また、既に経済産業省ホームページに輸出者等の名称等が公表されている者にあつては、「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式６】」を併せて１通提出すること。</u> <u>「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」の記載事項に変更が生じた場合に下記７あてに提出された「受理票の記載事項に係る変更届【様式７】」が経済産業大臣に受理された場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」が発行される。なお、新たに発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」を受理した届出者は、内容変更前に発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」を遅滞なく下記７あてに返却すること。</u> 5 合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い <u>合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合には、上記２のとおり対応すること。ただし、存続する輸出者等が「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」を発行された輸出者等でない場合には、上記１のとおり対応すること。</u> 6 輸出者等の名称等の公表等について <u>経済産業省は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、かつ、監査を実施し、自らの輸</u>

改正後	現 行
<u>「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙３）」（過去１３月以内に発行されたものに限る。）が発行された輸出者等は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に対応し、かつ、届出済み輸出管理内部規程に基づく監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして、輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表することができる。</u>	<u>出管理体制の運用状況が適切であるとして「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式６】」を下記７あてに提出した輸出者等については、「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」（ただし、過去１３か月以内に発行されたものに限る。）が発行された場合、当該輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表する。ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除する。</u>
<u>（２）輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）の届出</u> <u>上記６（１）により、名称等の公表を希望する輸出者等は、「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）（様式６）」を提出すること。ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除することがある。</u>	<u>なお、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を下記７あてに１通提出すること。</u>
<u>（３）輸出管理内部規程の実施状況の公表の取下げの届出</u> <u>経済産業省のホームページに輸出者等の名称等が公表されている輸出者等であって、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。</u>	
<u>７ 資料の提出先等</u> <u>上記１から５までに規定する届出の提出は、原則として、次のいずれかの方法により行うこと。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が認める場合は、この限りでない。</u>	<u>７ 資料の提出先及び本件問合せ先：</u>
<u>（１）「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成１２年３月３１日付け平成１２・０３・１７貿局第４号・輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う方法</u> <u>（２）電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成１４年法律第２６号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。）による送信</u> <u>① 輸出管理内部規程に関する届出</u> <u>bzl-CP@meti.go.jp</u> <u>② 輸出者等概要・自己管理チェックリスト等に関する届出</u>	<u>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部</u> <u>安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 指導担当</u> <u>住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</u> <u>T E L 03-3501-2841</u> <u>e-mail bzl-qqfcbh@meti.go.jp</u>

改正後	現 行
<u>bzl-CL@meti.go.jp</u> (問い合わせ先) <u>経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部</u> <u>安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室</u> <u>住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</u> <u>T E L 0 3 - 3 5 0 1 - 2 8 4 1</u> (削る)	<u>8 電子申請</u> <u>(1) 上記 1 から 6 までの規定にかかわらず、令和 4 年 5 月 1 日以降は、次のいずれかの方法（以下「電子申請」という。）により届出を行うこと（上記 2 及び 4 の規定による受理票の返却を除く。）。ただし、電気通 信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が認める場合は、この限りでない。</u> <u>① 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け平成 1 2 ・ 0 3 ・ 1 7 貿局第 4 号・輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う方法</u> <u>② 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 2 6 号）第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）による送信</u> <u>(送信先)</u> <u>輸出管理内部規程に関する届出：bzl-CP@meti.go.jp</u> <u>輸出者等概要・自己管理チェックリストに関する届出：bzl-CL@meti.go.jp</u> <u>(2) (1) により届出が受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、当該届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙 2】」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙 3】」（(3) において「受理票」という。）を (1) ① に規定する電子情報処理組織又は電子メールにより送信する。</u> <u>(3) その他</u> <u>① 上記 2 及び 4 の規定により返却する受理票は、上記 7 宛てに郵送すること。</u> <u>② (2) の規定により、新たな受理票を受理した届出者は、当該届出前に書</u>

改正後	現 行
(様式 1) (略) 輸出管理内部規程の届出について (略) (削る)	<u>面で発行された受理票を、上記 7 宛てに郵送にて返却する。ただし、旧受理票が (2) の規定により送信されたものである場合は、当該届出者が新たな受理票を受信した時点で当該旧受理票は効力を失うものとし、その返却は不要とする。</u> (様式 1) (略) 輸出管理内部規程の届出について (略) <u>(添付書類)</u> <u>①輸出管理内部規程【様式任意】</u> <u>②輸出管理内部規程総括表【様式 2】</u> <u>③輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式 3】</u> <u>(その他輸出者等及び輸出管理体制の概要が分かる資料(当該輸出者等の案内(会社案内等)、輸出管理体制図、取引審査フロー図等)がある場合は必ず添付 すること。)</u> (略) (様式 3) 輸出者等概要・自己管理チェックリスト (※別添 B 参照) 別添 (略) (様式 4) (略) 輸出管理内部規程の内容変更届 (略) 削る
	<u>(添付書類)</u> <u>①輸出管理内部規程【様式任意】</u>

改正後	現 行
様式 5 (略) 輸出管理内部規程の取下げ届 (略) (削る) (略) 別紙 2 輸出管理内部規程受理票 (略) 経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 別紙 3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票 (略) 経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 (略)	<u>②輸出管理内部規程総括表【様式 2】</u> <u>③輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式 3】</u> (その他輸出者等及び輸出管理体制の概要が分かる資料(当該輸出者等の案内(会社案内等)、輸出管理体制図、取引審査フロー図等)がある場合は必ず添付すること。) (略) 様式 5 (略) 輸出管理内部規程の取下げ届 (略) (添付書類) <u>①発行された「輸出管理内部規程受理票」</u> <u>②直近に発行された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票」</u> (略) 別紙 2 輸出管理内部規程受理票 (略) 経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 (略) 別紙 3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票 (略) 経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 (略)

(様式3)

(別添A)

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者(注1) 輸出者等名 :

氏名又は名称 代表者役職名:
及び代表者の役職・氏名(注2) 代表者氏名:

住 所 〒

提出年月日

年 月 日

電話番号

次のとおり提出します。なお、本記載内容は事実と相違ないことを確認しました。

1. 輸出管理内部規程受理番号(注3)									
2. 連絡担当者		所属名 役職名		氏 名 eメール		TEL			
		住所(提出者の住所と異なる場合) 〒							
3. 設立年・資本金又は出資総額・従業員		設立 年		資本金又は出資総額 億円 (年 月 現在)		従業員 名 (年 月 現在)			
4. 輸出管理の最高責任者 (輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)		役職:		氏名:		7. 輸出管理に従事する者の総数		名	
						(うち専任)		名	
5. 取引の最終判断権者		所属・役職:		氏名:		8. 教育の実施状況 (直近の事業年度)		回	
6. 該非判定の責任者(注4) (輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)		所属・役職:		氏名:		9. 監査の実施状況(注5) (直近の事業年度)		回	
						監査の対象とした期間:		年 月 ~ 年 月	
10. 包括許可証の取得有無 及び輸出等件数 (直近の事業年度) (注6)		許可種別及び 取得の有無 特別一般包括輸出・ 役務(使用に係るプ ログラム)取引許可 (注7) (許可番号:)		特別一般包括 役務取引許可(注7) (許可番号:)		特定包括 輸出許可 (有・無)		特定包括 役務取引許可 (有・無)	
		有効期限 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		件数 件		件		件		件	

(注1) 輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として当該組織の主たる事務所の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。

(注2) 法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者の場合は、授權証明書【様式8】を添付すること。

(注3) 輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。

(注4) 該非判定の責任者が複数名いる場合には、2名までは併記し、それ以上いる場合には「他〇名」と記入すること。

(注5) 監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入し、一部しか行っていない場合は0回と記入すること。なお、0回と記入した場合には、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。

(注6) 件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入すること。
「特別一般包括輸出許可」を受けている者は「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可」の欄に記入すること。

(注7) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(「特別一般包括輸出許可」も含む)、特別一般包括役務取引許可を受けた者にあつては、返送に係る輸出又は技術の提供(輸出令別表第1又は外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。)については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により報告すること。

自己管理チェックリスト

(記入要領)

1. A欄には輸出管理内部規程の整備状況を記入すること。①～③、④又は⑤を選択する項目ではいずれかの選択肢を、輸出管理内部規程の有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、輸出管理内部規程での定めがある場合には備考欄又はA欄に「輸出管理内部規程の名称」及び該当する「輸出管理内部規程の条項」を記入すること。なお、A欄に(記入不要)と記された項目については、B欄のみ記入すること。
2. B欄は、輸出管理内部規程の有無にかかわらず、実際の取組状況を記入すること。(ア)～(ウ)、(エ)又は(オ)を選択する項目では該当する選択肢(一部は複数回答可)を選択した上で、備考欄又はB欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記入すること。また、有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、B欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
3. B欄には、直近の事業年度1年間の事実を対象に記入すること。ただし、その後、自己管理チェックリストの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその旨を簡潔明瞭に記入すること。
4. 適当な選択肢がない場合や、「(一部)定めていない」、「(必ずしも)実行していない」等を選択した場合には、各設問の備考欄に具体的な取組状況を簡潔明瞭に記入すること。必要に応じ、具体的な取組状況を詳細に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
5. ここでいう「輸出管理内部規程」には、輸出管理内部規程に基づく細則、マニュアル、フローチャート等を含む。

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		輸出者等名	記入年月日	年 月 日	備考
輸出管理体制									
1-1	輸出管理の最高責任者(注)は、組織を代表する者か。 (注)「最高責任者」とは、輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号、この自己管理チェックリストにおいて、「遵守基準省令」という。)第1条第2号イの就括責任者に相当する。		①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない		(ア)輸出管理内部規程どおり組織を代表する者が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が組織を代表する者が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:			
1-2	輸出管理に関する業務分担及び責任範囲は明確か。		①輸出管理内部規程上で定めており明確である ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めており明確である ③輸出管理内部規程上の定めがない		A欄に①又は②と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり運用している (イ)輸出管理内部規程どおり運用していない A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、業務分担又は責任範囲が明確になっている (エ)運用上も不明確である	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:			
1-3	外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知しているか。	有・無	※「有」を選択した場合には、輸出管理内部規程の名称及び条項を以下に記入すること(有無を選択する欄は、以下、各設問と同様。) 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	※「有」を選択した場合には、取組状況を以下に簡潔明瞭に記入すること(有無を選択する欄は、以下、各設問と同様。) 取組状況:				
取引審査(該非判定を含む。)									
2-1(1)	取引審査の最終判断権者は取締役等(注)か。 (注)「取締役等」とは、会社の場合は取締役又は執行役員、委員会等設置会社の場合は取締役又は執行役、個人事業者の場合は事業主、団体や大学にあっては理事等をいう。		①輸出管理内部規程上で取締役等と定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で取締役等と定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない ④外部の者を最終判断権者としている		A欄に①、②又は③と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり取締役等が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が取締役等が就任 (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である A欄に④と記入した場合(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)から選択すること (オ)輸出管理内部規程どおり外部の者が就任している	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(ウ)」を選択した場合には、最高責任者又は取締役等から委任されているか否かを以下に記入すること。 委任状況: A欄で「④」を選択した場合には、事前に内部で取締役等が判断をした後、外部の者が最終判断をしているか否かを以下に記入すること。 内部での取組状況:			
2-1(2)	取引審査の最終判断権者が疑義ある取引を防止する体制であるか。		①輸出管理内部規程上で防止の権限と仕組みを定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で防止の権限及び仕組みを定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用し、防止の権限及び仕組みを定めている		A欄に①、②又は④と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおりである (イ)運用上、不備がある A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、防止している (エ)運用上も防止できない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:			

2-1(3)	取引審査の最終判断権者は、営業から独立した立場で判断できる者か。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況： 	取引審査の最終判断権者として、組織を代表する者（代表取締役、代表執行役等）が就任している場合は「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。
2-1(4)	取引審査の手続等 ①審査手続は明確か。 ②審査様式を定めているか。 ③貨物と役務それぞれの取引について審査しているか。 ④審査（取引可否の承認）は契約前に行っているか。	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	B欄の「③」については、役務提供の実績が無くても取引が発生した場合には審査をすることになれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。
2-2(1)	該非判定の手続（判定部門、判定結果の審査等）を明確に定め、リスト規制対象貨物等に該当するか否かの該非判定（リスト規制対象貨物等として輸出される（可能性がある）購入品の場合は判定書を入手し再確認する）を行っているか。 （注）該非判定は遵守基準省令第1条第1号イの該非確認に相当する。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		各部門の取組 (ア)判定担当部門がそれぞれ判定を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)判定担当部門がそれぞれ判定を行っている (ウ)一部に実施していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
					各貨物等の該非判定 (ア)すべての貨物等について、該非判定を（購入品の場合は、明らかに不要な場合を除き、判定書の入手を）必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況：
2-2(2)	該非判定書等 ①該非判定書等の審査様式はあるか。 ②該非リスト（組織内で作成した該非判定結果の一覧表等）はあるか。 ③関係法令改正時、新製品増加時に該非リストは見直しているか。 ④貨物と役務それぞれについて判定しているか。 ⑤購入製品の該非についても再確認しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	B欄の「④」については、役務提供の実績が無くても取引が発生した場合には審査をすることになれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。

2-2(3)	該非判定は、新製品出荷前又は役務提供前までに行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況： 	
2-2(4)	多段階判定 ①該非判定は多段階で行っているか。 ②技術内容を理解している者(技術担当者等)が判定しているか。 ③規制内容を理解している者(輸出管理部門等)がチェックしているか。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況： 	
2-2(5)	該非判定の結果は関係者に配付又は共有しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況： 	
2-3(1)	用途及び需要者等(注)を確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。 (注)「需要者等」とは、遵守基準省令第1条第二号ニの需要者等をいう。以下同じ。ただし、特定取引における特定類型の確認については、9-11による。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	各部門の取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
2-3(2)	確認方法 ①用途及び需要者等を確認する様式はあるか。 ②需要者等の確認対象は明確か。 ③需要者等は新規取引、継続取引を区別して確認を行っているか。 ④継続取引をしている需要者等を定期的に見直しているか。 ⑤間接輸出の場合も確認しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔に記入すること。 取組状況： 	

2-3(3)	用途及び需要者等の確認は多段階で行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
2-3(4)	用途及び需要者等の確認は契約前に行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
2-3(5)	確認基準 ①需要者等の確認基準は適正かつ明確に定められているか。 ②独自に禁止顧客リスト及び要注意顧客リスト等を作成しているか。 ③当該リストは定期的に見直しているか。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、取組状況を記入すること。 取組状況：	
2-3(6)	個別要件の確認 ①用途要件(核兵器等の開発等及び軍事用途等) ②需要者要件 ・外国ユーザーリストの入手 ・懸念貨物等リストの入手 ・明らかなガイドラインの使用 ③インフォームを受けたときの手続は明確か。 ④「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当した場合の手続は(経済産業省への報告を含め)明確か。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	B欄の「③」については、インフォームを受けたことはないが、仮に受けた場合の手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。 B欄の「④」については、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当したケースはないが、仮に該当した場合の手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。

2-3(7)	不正輸出等の防止		※①、②の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：		※①、②の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	
	①需要者等から誓約書を取得して不正輸出・不正転用・不正転売防止を図っているか。	有・無		有・無		
	②契約書、納品書又は対象商品等に規制対象貨物の警告文を記載しているか。	有・無		有・無		
2-4(1)	特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者に関する情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。 (注)特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合に限る。2-4(2)において同じ。該当がない場合、2-4(1)は記入不要。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		(ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を以下に記入すること。 取組状況：
2-4(2)	情報の信頼性を高めるための手続に基づく確認方法等		※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：		※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	※確認の方法等の具体例 (1)HPやパンフレット等の公開情報により確認する (2)最終貨物の需要者への直接的なアプローチにより確認する (3)軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や誤った情報提供が判明した場合には契約の無条件解除や損害請求を可能とする内容を輸出等の契約に盛り込む 等
	①確認の方法等は定まっているか。	有・無		有・無		
	②継続的に取引をしている技術を利用する者又は貨物の需要者とそれ以外の者を区別して、確認を行っているか。	有・無		有・無		
	③輸出等を行う前に、情報の信頼性を高めるための手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。	有・無		有・無		
	④定期的に確認をしているか。	有・無		有・無		

出荷管理							
3-1(1)	出荷管理のための手続(管理部門及び管理方法等)を明確に定め、輸出許可が必要とされる場合の許可証、出荷指示書等と貨物(現物)の照合等の管理を実行しているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている	各部門の取組 (ア)出荷担当部門がそれぞれ管理を行い、管理部門がチェックしている (イ)出荷担当部門がそれぞれ管理を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 日欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:		
				貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	日欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況:		
3-1(2)	管理方法		※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:			
	①出荷時のチェックシートはあるか。	有・無		有・無			
	②審査を受けていない貨物、輸出許可(E/L)を取得していない該当品等の出荷が未然に防止する体制になっているか。	有・無		有・無			
	③出荷の際に該非判定結果の確認ができる体制になっているか。	有・無		有・無			
	④出荷チェックの結果は輸出管理部門に報告されるか。	有・無		有・無			
	⑤取引審査後、船積みまでの間に客観要件、インフォーム要件に該当するに至った場合の体制を整備しているか。	有・無		有・無			
3-2(1)	通関時の事故がある場合には輸出管理部門に報告することを明確に定め、実行しているようにしているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている	(ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず実施している (イ)実施されない事故があったが改善し、現在は必ず実施している (ウ)一部の事故については実施していない (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 日欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実行されない場合等を、以下に記入すること。 取組状況:		
3-2(2)	輸出管理部門で事故の把握ができているか。(輸出管理部門の業務として定めているか)	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	取組状況:			
3-2(3)	事故について改善措置を実施しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	取組状況:			

監査							
4-1(1)	輸出等の業務の適正な実施についての監査を定期的(注)に行うものとなっているか。 (注)原則として毎年1回以上行うこととし、毎年行っていない場合には、「B欄実際の取組」に具体的に取組状況を記入すること。		①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、監査が行われる		(ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等を扱うすべての部門(製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、管理部門など)について実施している (イ)リスト規制対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (ウ)包括許可対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (エ)上記(ア)～(ウ)以外で、一部の部門だけ実施している (オ)当該年度は、まだ監査を実施していない (年 月 実施予定)	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(ア)」～「(エ)」を選択した場合には監査実施年月日を以下に記入すること。 監査実施年月日: また、B欄で「(イ)」～「(エ)」を選択した場合には、具体的に実施している部門、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:	
4-1(2)	輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制を整備しているか。 ①監査対象部署は明確か。 ②監査対象項目は明確か。 ③監査スケジュール等は明確か。 ④監査報告を最高責任者(代表取締役等)に報告しているか。 ⑤輸出管理部門は監査結果を把握しているか。 ⑥改善指導及び改善報告を行っているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑥の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	※①～⑥の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無		
教育(指導及び研修を含む。)の体制							
5-1(1)	役職員に輸出管理関係の指導及び研修を実施するものとなっているか。		①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、指導及び研修が行われる		(複数回答可) (ア)役員に対し定期的を実施している (イ)輸出管理に關係する部門の職員に対して定期的を実施している (ウ)職員が輸出管理に關係する部門に配属されたときに実施している (エ)定期的ではないが実施している (オ)当該年度は、まだ実施していない (年 月 実施予定)	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	
5-1(2)	指導及び研修の実施手続 ①定期的・継続的スケジュールになっているか。 ②指導及び研修の担当部門並びに指導及び研修の担当者は明確か。 ③輸出管理部門が指導及び研修の内容等をチェックしているか。 ④階層別にコースを定めて実施しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:	有・無 有・無 有・無 有・無		

資料管理							
6-1	輸出関連書類等(輸出等の業務に関する文書、図面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))に事実を正確に確認し記載するものとなっているか。		①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③審査票などの重要書類については定めている ④定めていない		(ア)すべての担当部門で必ず行っている (イ)実行していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)実施していない部門が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:	
6-2(1)	輸出関連書類等が貨物の輸出又は技術の提供後7年以上(注)保存されるよう定められているか。 (注)ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1、外国為替令(昭和55年政令第260号)別表それぞれ5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から5年以上。以下この項目の「A欄 輸出管理内部規程上の取扱い」及び「B欄実際の取組」において同じ。		①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている		(ア)すべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (ウ)保存していない書類が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況:	
6-2(2)	輸出管理関係資料の保管責任部門は明確か。	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:		
子会社及び関連会社の指導							
7-1	子会社及び関連会社(海外子会社等を含む。)に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:		
7-2(1)	子会社(海外子会社を含む。7-2において「子会社」という。)が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合、当該子会社に対する指導等(注)を行う体制及び手続を定めているか。 (注)「指導等」とは、遵守基準省令第1条第2号の指導等をいう。以下同じ。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程が適用され、明確に定められている		(複数回答可) 指導等を行う体制及び手続について (ア)責任者を選任している (イ)業務分担及び責任範囲は定まっている (ウ)手続の内容は具体的に定まっている (エ)その他 ()	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定めていない場合には、これらを定める予定時期を以下に記入すること。 ()	
7-2(2)	子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導等 ①輸出等の業務を適正に実施させるための指導を定期的に行っているか。また、輸出等の業務に不備がある場合に改善指導を行っているか。 ②必要な知識等を習得させるための研修を定期的に行っているか。 ③輸出等の業務を行う子会社の体制、規程類及び業務内容の確認を定期的に行っているか。(注) (注)子会社自身の実施した監査結果の検査等による定期的な確認を含む。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:		

報告及び再発防止					
8-1(1)	関係法令違反又は関係法令違反したおそれが判明した場合、その再発防止のための措置を講じるもの（関係法令の違反者に対して必要に応じ厳正な処分が行うものを含む。）となっているか。		①輸出管理内部規程の中で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない	A欄で①又は②と記入した場合： (ア)当該規定に従業員に周知している (イ)当該規定はあるが従業員に周知していない A欄で③と記入した場合： (ウ)契約等に当該規定がある (エ)当該規定はない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：
8-1(2)	関係法令違反又は関係法令違反したおそれが判明した場合、速やかに経済産業大臣に報告するものとなっているか。		①輸出管理内部規程の中で報告体制を規定している ②輸出管理内部規程以外の規程で報告体制を規定している ③報告体制に関する規定は無い	A欄で①又は②と記入した場合： (ア)体制が稼働できる状態になっている (イ)必ずしも稼働できる体制になっていない A欄で③と記入した場合： (ウ)経済産業大臣に報告する (エ)必ずしも経済産業大臣に報告するとは限らない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：
特定取引(特定類型に掲げる居住者(自然人に限る。))に対して技術を提供する取引)					
9-1	取引の相手方が、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易第492号)1(3)サ①から③までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている	(ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)一部実施していなかったが改善し、現在は必ず行っている (エ)一部実施していない (オ)まだ実施していない	
包括許可					
10-1	輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可対象外の輸出等を行わない体制になっているか。		(記入不要)	(ア)輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可証適用の可否を審査している (イ)包括許可証の管理と適用可否の審査は内部の他の部門で行っている (ウ)包括許可証の管理は外部に委託している (エ)包括許可証の管理担当は決めている	
10-2	包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握をしているか。		(記入不要)	(ア)輸出管理部門で包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握をしている (イ)各部門ごとに包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握をしている (ウ)包括許可証を用いた輸出等の件数は、外部委託先で管理・把握をしている (エ)包括許可証の用いた輸出等の件数は管理・把握をしていない	
10-3	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出貨物等が核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途等に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いがある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関により用いられる場合の対応を定めているか。		(記入不要)	(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行わない (イ)案件毎に許可の失効又は届出の要否を判断した上で、個別に輸出許可を申請又は経済産業省に届け出る (ウ)何も決めていない	

10-4	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときの対応を定めているか。		(記入不要)	(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行わない (イ)個別に輸出許可を申請する (ウ)何も決めていない	
10-5(1)	(需要者又は利用者)及び返送に係る輸出又は技術の提供の条件に適合していることの確認を行う規定を定め、実行しているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている	各部門の取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
				貨物等ごとの取扱い (ア)返送に係る輸出又は技術の提供については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況：
10-5(2)	輸出関連書類等が包括許可取扱要領Ⅱ4(1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4(2)②に規定する返送に係る技術の提供後一律7年以上保存されるよう定めているか。		①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている	(ア)返送に係るすべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (ウ)保存していない書類が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況：

その他特記事項があれば記入すること。

--

別添

特別一般包括許可の返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告
(報告の対象となる期間: 年 月 日～ 年 月 日)

輸出者等名

記

許可番号(輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許
許可番号(役務取引許可):

①返送に係る輸出

件

②返送に係る技術の提供

提供開始時期	提供地	取引の相手方の氏名又は名称 及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要

(注1) 報告の対象となる期間内における同一の相手方への一連の技術提供については一つにまとめて記載すること。
(注2) 貨物に内蔵又は付随する技術データ(プログラムを含む。)の返送については記載不要。

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣 殿

輸出管理内部規程の実施状況等について、直近事業年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
における状況等は以下の通りであることを証明し、届出を行います。

提出者名(輸出者名)

法人番号

氏名又は名称及び代表者の氏名

役職

氏名

住所

〒

輸出管理内部規程受理番号

連絡担当者

所属

役職名

氏名

E-Mail

電話番号

※連絡担当者の勤務先が本社登記住所と異なる場合、下記に連絡担当者住所を記載ください。
(〒)

【I 輸出者等基本情報】

1	設立年及び従業員	設立	年	従業員	名 (年 月現在)
2	資本金又は出資総額			億円 (年 月現在)	
3	株主又は出資者及び出資比率 (上位5社)	1			出資比率
		2			出資比率
		3			出資比率
		4			出資比率
		5			出資比率
4	事業内容及びURL(HP等)	URL:			
5	主要取扱い(製造)製品等				
6	主な取引形態	☐ 輸出・技術提供	☐ 国内販売	☐ 間接輸出・間接技術提供	☐ 仲介貿易
7	親又は子会社等情報	名称		出資比率	CP番号
		名称		出資比率	CP番号
		名称		出資比率	CP番号
		名称		出資比率	CP番号
		名称		出資比率	CP番号

【Ⅱ 輸出管理内部規程情報】

1	輸出管理の最高責任者	役職		氏名	
2	取引の最終判断権者	役職		氏名	
3	該非判定の責任者 2名以上の場合：他 名	役職 氏名		役職 氏名	
4	輸出管理部門を含め輸出管理に従事する者(うち、専任者数)	総数 名	うち専任者数	名	
5	監査部門及び回数 (注)輸出等関連の全て(輸出管理部門含む)の部門に対して1回実施した場合は、「1回」、全ての部門に対して実施していない場合は、「0回」)	実施部門(実施者)		対象者	
		実施部門(実施者)		対象者	
	回数 回	輸出管理部門への 監査実施部門(実施)			
	監査実施日(監査実施期間)	年 月 日 ~ 年 月 日			
	監査対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
6	社内教育実施部門及び回数	役員への社内教育 実施部門 回数 回		職員への社内教育 実施部門 回数 回	
	階層別の社内教育の有無	階層別		対象者	
7	子会社及び関連会社への指導等実施部門	実施部門 対象者		実施部門 対象者	
8	特定類型の手続き及び確認部門	手続		確認 部門	
9	包括許可の管理部門	管理等部門 包括種類		管理等部門 包括種類	
10	包括許可に係る実績報告	種類 番号		種類 番号	
		有効期限 件数	年 月 日 件	有効期限 件数	年 月 日 件
		種類 番号		種類 番号	
		有効期限 件数	年 月 日 件	有効期限 件数	年 月 日 件
		種類 番号		種類 番号	
		有効期限 件数	年 月 日 件	有効期限 件数	年 月 日 件

【Ⅲ 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

1	総売上額又は総収入			百万円			
2	貨物の輸出等額(間接・仲介含む)			百万円			
	a 貨物の直接輸出			百万円			
3	b aのうち、リスト規制貨物の額			百万円			
	c 貨物の間接輸出又は仲介貿易額			百万円			
4	3aの国別輸出額(輸出令別表第3	1		百万円			
	に掲げる地域を除く)のうち、上位3	2		百万円			
	カ国	3		百万円			
5	3aの国別輸出額のうち、輸出令別表4に掲げる地域(輸出がある場合は、別紙に輸出時期、貨物、用途、最終需要者を記載し提出)	イラン		百万円			
		イラク		百万円			
		北朝鮮		百万円			
リスト規制貨物・技術の実績							
6	項番項目	省令番号	リスト規制貨物・技術の名称	自社／購入	仕向地	需要者等	取引形態

【過去5年間に於ける輸出令別表4に掲げる地域への間接輸出等(外国企業を含む)の実績】

別添に仕向地、取引先商社等名(国名含む)、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途、最終需要者を記載のこと。

【過去5年間に於ける外国ユーザーリスト掲載需要者等への輸出等(外国の企業経由を含む)の実績】

別添に仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途を記載のこと。

【IV 自己管理チェックリスト】

項目	輸出管理内部規程名称・条項	輸出管理内部規程等取組状況の確認
I 基本方針		
II 個別事項		
1 輸出管理体制		
(1)最高責任者(統括責任者)		届出CP内容との相違の有無 内容
(2)輸出管理組織の業務分担及び責任範囲		届出CP内容との相違の有無 内容
(3)最新法令の把握、社内周知		
2 取引審査		
(1)最終判断権限者の疑義ある取引の未然防止		
(2)該非判定(該非確認) (補完的輸出等規制に係る確認を含む)		貨物 役務
(3)用途及び需要者等の確認 (補完的輸出等規制に係る確認を含む)		用途 需要者等
(4)特定重要貨物等の輸出・提供に係る情報の信頼性を高める手続・確認		
(5)経済産業大臣から許可の申請をすべきと通知を受けた場合の手続		
(6)「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.の手続 (経済産業大臣への報告を含む)		
3 出荷管理		
(1)輸出等時の貨物等と輸出関連書類等の同一性の確認		
(2)通関時における事故の輸出管理部門への報告		
4 監査		
5 教育(指導及び研修を含む)		
6 資料管理		
(1)輸出関連書類等への正確な記載		
(2)輸出関連書類等の保存		
7 子会社及び関連会社の指導		
(1)子会社及び関連会社の指導		
(2)特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社の指導等		
8 報告及び再発防止		
(1)経済産業大臣への報告		
(2)再発防止策の策定及び実施		
(3)違反者への厳正な処分		

9 特定取引(特定類型に該当する居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引)の確認		
10 包括許可		
(1)包括許可の適用可否の取引審査		
(2)包括許可を用いた輸出・提供の実績 一覧表や電子データの管理・把握		
(3)包括許可取扱要領にに基づく条件 (失効・届出・報告を含む)の社内 手続		
(4)通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可を有する場合、輸出管理内部規程等における包括許可取扱要領に規定する確認・手続	規程追記の有無	

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 4 項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 4 項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」（平成 18 年 1 月 22 日付け平成 18・12・18 貿局第 3 号）

改 正 後	現 行
1 仲介貿易取引許可の対象 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 外為法第25条第4項で規定されている「許可を受けなければならない取引」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）<u>第17条第5項</u>に規定するものをいう。 なお、仲介貿易取引許可の対象は、外国相互間の貨物の移動に係る「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないことに留意が必要である。 (2) 用語の解釈 外為令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号。以下「仲介貿易取引おそれ省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、次のとおりとする。 ① （略） ② 貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1のいずれかの項に該当するものをいう。該当する項が特定されていることは不要であるが、輸出令別表第1の1の項に該当するものである場合には他の項に該当するものと要件が異なることとなる。 外国にある売主、貸主又は贈与主が所有しているものに限らず、他者が所有するもの、いまだ製造されていないもの等を含む。 外為令<u>第17条第5項第二号</u>に規定する貨物（輸出令別表第1の2から16の項に該当する貨物）の場合には、許可を受けなければならないのは、船積地域と仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域以外であって、核兵器	1 仲介貿易取引許可の対象 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 外為法第25条第4項で規定されている「許可を受けなければならない取引」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）<u>第17条第3項</u>に規定するものをいう。 なお、仲介貿易取引許可の対象は、外国相互間の貨物の移動に係る「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないことに留意が必要である。 (2) 用語の解釈 外為令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号。以下「仲介貿易取引おそれ省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、次のとおりとする。 ① （略） ② 貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1のいずれかの項に該当するものをいう。該当する項が特定されていることは不要であるが、輸出令別表第1の1の項に該当するものである場合には他の項に該当するものと要件が異なることとなる。 外国にある売主、貸主又は贈与主が所有しているものに限らず、他者が所有するもの、いまだ製造されていないもの等を含む。 外為令<u>第17条第3項第二号</u>に規定する貨物（輸出令別表第1の2から16の項に該当する貨物）の場合には、許可を受けなければならないのは、船積地域と仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域以外であって、核兵器

等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当し、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に限られる。したがって、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物である場合を除き、同表第3に掲げる地域を仕向地とする場合、同表第3に掲げる地域を船積地域とする場合、仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当せず経済産業大臣からの通知を受けていない場合は、いずれも許可を受けなければならない場合に該当しない。

③～⑦ (略)

(3) (略)

(4) その他

その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合には、書類等を廃棄すること、売買、貸借又は贈与の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。仲介貿易取引許可の対象は「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買、貸借又は贈与の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。

仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項第五号（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。

2 仲介貿易取引の許可

(1) (略)

(2) 許可の申請

①・② (略)

③ 仲介貿易取引申請書の添付書類は、次のとおりとする。

仲介貿易取引許可の申請に必要な書類は、貿易外省令第1条第2項による以下の書類を提出するものとする。なお、経済産業大臣が必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

(a)・(b) (略)

(c) (b) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 1通

(注) (略)

等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当し、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に限られる。したがって、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物である場合を除き、同表第3に掲げる地域を仕向地とする場合、同表第3に掲げる地域を船積地域とする場合、仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当せず経済産業大臣からの通知を受けていない場合は、いずれも許可を受けなければならない場合に該当しない。

③～⑦ (略)

(3) (略)

(4) その他

その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合には、書類等を廃棄すること、売買、貸借又は贈与の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。仲介貿易取引許可の対象は「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買、貸借又は贈与の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。

仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項第四号（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。

2 仲介貿易取引の許可

(1) (略)

(2) 許可の申請

①・② (略)

③ 仲介貿易取引申請書の添付書類は、次のとおりとする。

仲介貿易取引許可の申請に必要な書類は、貿易外省令第1条第2項による以下の書類を提出するものとする。なお、経済産業大臣が必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

(a)・(b) (略)

(c) (b) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 1通

(注) (略)

申請理由書の記載事項 1～5 (略) 6 その他 i) 外為令<u>第17条第5項第一号</u>に係る申請の場合にあつては、該当項番 (当該貨物が該当する輸出令別表第1の1の項の表記とともに、中欄の 括弧の番号) ii) 外為令<u>第17条第5項第二号</u>に係る申請の場合にあつては、当該貨物 が核兵器等の開発等に用いられるおその内容及び経緯 (3)・(4) (略)	申請理由書の記載事項 1～5 (略) 6 その他 i) 外為令<u>第17条第3項第一号</u>に係る申請の場合にあつては、該当項番 (当該貨物が該当する輸出令別表第1の1の項の表記とともに、中欄 の括弧の番号) ii) 外為令<u>第17条第3項第二号</u>に係る申請の場合にあつては、当該貨物 が核兵器等の開発等に用いられるおその内容及び経緯 (3)・(4) (略)
--	--

「輸出事後審査事務取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出事後審査事務取扱要領（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 2 号）

改 正 後	現 行
2 事後審査の対象書類等 事後審査は、次の書類等により行うものとする。 (1) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 4 8 条第 1 項<u>若しくは輸出令第 1 条第 3 項</u>の規定に基づく輸出許可証又はその写し (2) ～ (6) （略） 3 審査基準 事後審査は、2 に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。 (1) 輸出令別表第 1 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出又は同表の 1 6 の項の中欄に掲げる貨物を同令別表第 3 に掲げる地域を仕向地とする輸出については、外為法第 4 8 条第 1 項又は<u>輸出令第 1 条第 3 項</u>の規定に基づく許可を受け、かつ、許可を受けたところから従って行われているか。 ただし、輸出令第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当するときは、この限りでない。 (2) 外為法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき輸出の許可又は承認に際して条件を付した場合は、当該条件が履行されているか。 (3) 輸出令別表第 2 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、輸出令別表第 2 の 3（第一号の二、第二号（3 2）から（8 5）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、別表第 2 の 3（第三号を除く。）に掲げる貨物の別表第 2 の 4 に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）	2 事後審査の対象書類等 事後審査は、次の書類等により行うものとする。 (1) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 4 8 条第 1 項の規定に基づく輸出許可証又はその写し (2) ～ (6) （略） 3 審査基準 事後審査は、2 に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。 (1) 輸出令別表第 1 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出については、外為法第 4 8 条第 1 項の規定に基づく許可を受け、かつ、許可を受けたところから従って行われているか。 ただし、輸出令第 4 条第 1 項の規定に該当するときは、この限りでない。 (2) 外為法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき輸出の許可又は承認に際して条件を付した場合は、当該条件が履行されているか。 (3) 輸出令別表第 2 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、輸出令別表第 2 の 3（第一号の二、第二号（3 2）から（8 5）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、別表第 2 の 3（第三号を除く。）に掲げる貨物の別表第 2 の 4 に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

のに限る。)及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。 ただし、輸出令<u>第4条第3項から第5項</u>までの規定に該当するときは、この限りではない。 (4) 輸出令第2条第1項第二号の規定に基づく承認を受けているときは、当該承認を受けたところに従って貨物の輸入が行われているか否か。 (5) その他輸出関係法令の違反がないか。	のに限る。)及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。 ただし、輸出令<u>第4条第2項から第4項</u>までの規定に該当するときは、この限りではない。 (4) 輸出令第2条第1項第二号の規定に基づく承認を受けているときは、当該承認を受けたところに従って貨物の輸入が行われているか否か。 (5) その他輸出関係法令の違反がないか。
--	--

(別紙9)

「(お知らせ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16. 8に基づく楽器証明書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16. 8に基づく楽器証明書の申請手続等について(令和3年6月29日付け 20210621貿局第1号)

改 正 後	現 行
2 楽器証明書の適用範囲 楽器証明書の適用範囲は、次のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 楽器証明書を取得した個人が同証明書に記載された楽器等を、当該証明書の有効期限内に、携帯し又は税関に申告の上別送して、本邦から輸出し、それを本邦へ輸入するものであること(輸出令第4条第3項第4号及び同令別表第6(条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等を使用して製作されたものにあっても、準用する。)及び輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第14条第2号及び同令別表第2に基づき輸出及び輸入の承認を要しないものに限る)。 (3) (略)	2 楽器証明書の適用範囲 楽器証明書の適用範囲は、次のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 楽器証明書を取得した個人が同証明書に記載された楽器等を、当該証明書の有効期限内に、携帯し又は税関に申告の上別送して、本邦から輸出し、それを本邦へ輸入するものであること(輸出令第4条第2項第4号及び同令別表第6(条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等を使用して製作されたものにあっても、準用する。)及び輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第14条第2号及び同令別表第2に基づき輸出及び輸入の承認を要しないものに限る)。 (3) (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け輸出注意事項 17 第 7 号）

改 正 後	現 行
VI 展示会等包括役務取引許可 3 展示会等包括役務取引許可の範囲 展示会等包括役務取引許可に係る範囲は、以下の（１）から（３）のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、提供地となる特定国又は取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が輸出令別表第 3 の 2 又は同表第 4 に掲げる地域の場合は、適用できない。なお、展示会等包括役務取引許可が認められる取引に関する法第 25 条第 3 項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第 17 条第 3 項</u>の規定に基づく許可を要しない。 （１）～（３） （略）	VI 展示会等包括役務取引許可 3 展示会等包括役務取引許可の範囲 展示会等包括役務取引許可に係る範囲は、以下の（１）から（３）のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、提供地となる特定国又は取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が輸出令別表第 3 の 2 又は同表第 4 に掲げる地域の場合は、適用できない。なお、展示会等包括役務取引許可が認められる取引に関する法第 25 条第 3 項第一号に掲げる行為については、外為令<u>第 17 条第 2 項</u>の規定に基づく許可を要しない。 （１）～（３） （略）